

大津市ガス特定運営事業等 要求水準書

平成30年12月25日 (第1版)

平成31年 3月28日改訂 (第2版)

目次

第 1	総則	1
1.1	本書の位置付け	1
1.2	事業の背景・目的	1
1.3	基本運営方針	2
1.4	用語の定義	3
1.5	事業概要	3
1.6	本事業等全体に係る要求水準	4
第 2	ガス小売事業に関する業務の要求水準	9
2.1	共通事項	9
2.2	都市ガスの調達	9
2.3	小売料金の設定	9
2.4	都市ガスの販売・営業	10
2.5	ガス小売業務に係る需要家保安業務	10
2.6	料金収納・窓口業務	11
2.7	小売業務における結果の記録と報告	11
第 3	一般ガス導管事業に関する業務の要求水準	12
3.1	共通事項	12
3.2	ガス漏れ等の緊急保安業務	13
3.3	ガス導管の緊急修繕業務	20
3.4	ガス工作物等の検査及び点検等業務	23
3.5	内管漏えい検査等業務	29
第 4	液化石油ガス事業に関する業務の要求水準	33
4.1	共通事項	33
4.2	LP ガスの緊急保安業務	35
4.3	LP ガス供給設備の緊急修繕業務	38
4.4	LP ガスの需要家保安業務	40
第 5	水道事業に関する業務（維持管理）の要求水準	43
5.1	共通事項	43
5.2	水道の漏水等緊急対応業務	44
5.3	水道の緊急修繕業務	49
5.4	水道施設の点検等業務	52
第 6	非常時及び緊急時の対応	57
6.1	基本的事項	57

6.2	大規模事故への対応.....	57
6.3	災害対応.....	58
6.4	高病原性新型インフルエンザ等への対策.....	59
6.5	非常時及び緊急時の対応に関する日常的な教育・訓練の実施.....	59
別紙 1	関係法令等	60
別紙 2	大津市ガス供給区域（平成 29 年 3 月末日現在）.....	63
別紙 3	施設及び備品等貸与条件	64
別紙 4	大津市水道事業 給水区域図（平成 29 年 3 月末日現在）.....	67
別紙 5	高病原性新型インフルエンザ等流行時の業務特記事項.....	68

第1 総則

1.1 本書の位置付け

大津市ガス特定運営事業等要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、大津市（以下「本市」という。）について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づくガス小売事業に係る都市ガスの調達、販売、需要家保安業務（消費機器調査及び安全使用周知）等（以下「本事業」という。）とともに、本事業に付随する事業を本事業と一体的に実施する大津市ガス特定運営事業等（以下「本事業等」という。）が実施されるにあたり、本市から運営権の設定を受けた運営権者（PFI法第9条第4項に規定する公共施設等運営権者をいう。以下、文脈により、「運営権者」又は「新会社」という。）に要求する業務の水準を示すものである。

要求水準書は、本公募において応募者が提案をするための前提条件となる書類を構成するものである。本市は、応募者による審査書類の提出までの間に、競争的対話をを行い、その結果を踏まえ、要求水準書に規定されている事項（以下「要求水準」という。）の調整を行う場合がある。応募者は、要求水準を満たす限りにおいて自由に提案を行うことができる。また、本市は、一部の事業・業務については、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて要求水準に運営権者の実施義務を定めることとする。これらの理由のため、本公募時点において、要求水準書は原案に留まるものとする。

要求水準書は本事業等の実施において大津市ガス特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）の当事者を拘束するものであり、運営権者は、本事業等の事業期間にわたり、要求水準を遵守しなければならない。このため、事業期間において運営権者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、実施契約に定める規定に基づき、契約解除等の措置がなされる場合がある。

1.2 事業の背景・目的

本市は、都市ガス事業につき、昭和12年に供給を開始して以来、市域の拡大と市勢の発展とともに供給区域の拡大を図りながら、需要家である市民の皆様に、低廉なガスを安全かつ安心して利用していただけるよう努めてきた。

しかし、昨今の不透明な経済情勢や省エネ意識の浸透、平均気温の上昇等の影響により、都市ガスの販売量は年々減少傾向となっていることに加え、施設の経年化に伴う更新費用の増加や人口減少が予測される中、平成29年4月からガス小売全面自由化が始まり、都市ガス事業は、需要家による契約の切替えが進むなど、これまで経験したことのない急激な事業環境の変化に直面している。よって、このままではガス料金の値上げが不可避になると考えられる。

そのため、本市は、本事業等に関し、本市と民間事業者が共同で出資する官民連携出資会社を設立し、当該会社に公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）を設定することにより、本市が長年にわたり蓄積してきたガス事業運営における経験等に加え、共同出資者となる民間事業者の経営手法や民間ノウハウ等を最

大限活用することで、両者の相乗効果が発揮され、厳しい経営環境の中においても市民の皆様に、安全、安心で安定したガス供給を可能な限りガス料金の値上げをせずに、低廉に継続していくことを計画している。

なお、本市は、都市ガス事業だけでなく上下水道事業も営んでおり、これまで、これら事業と一体的に運営を行ってきたことで、事業の運営面における効率化や市民サービスの向上が図られてきた側面があるため、上記官民連携出資会社においては、ガス小売事業にとどまらず、これまで本市が培ってきた効率的な事業運営と市民サービスを損なわないための関連業務及び当該会社に出資する民間事業者が提案する新規事業等を含めて、官民連携により総合的にサービスを提供し、需要家である市民の皆様にとって有益な会社として事業を展開することにより、「住み続けたいまち大津」の実現に向けた一助となることを期待するものである。

1.3 基本運営方針

本事業等をより適切に実施するため、本事業等の運営上最も重要な基本運営方針を以下に示す。本市から運営権の設定を受けた運営権者（PFI法第9条第4項に規定する公共施設等運営権者をいう。以下「運営権者」又は「新会社」という。）は、以下の点を踏まえ、本事業等を実施するものとする。

- (1) 市民の利益を増進するため、関係法令及び所与の要求水準を満足し、安全、安心で安定したガス供給を継続すること。
- (2) 市民生活への貢献の観点から、本市が定める範囲において水道事業に関する緊急修繕等の一部の業務を適切に実施すること。また、その他新規事業についても、新会社の裁量において適切に実施すること。
- (3) 上記(1)及び(2)に定める事業を適切に実施するため、最適な業務執行体制を整え、透明で経済効率性の高い事業経営に取り組むこと。
- (4) 事業運営に対する市民の信頼性を高めるため、地域の資源や人材の活用等、本市の地域経済に貢献する事業運営に努めること。

1.4 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
緊急修繕	即時復旧を行う必要がある施設に対して、故障もしくは損傷した管路・設備の一部を取り換えること。 故障・損傷していない管路・設備を対象とした計画的な設備更新は含まない。
承認	実施契約等で明示した事項について、本市又は運営権者が書面により同意すること。
協議	書面により、実施契約等の協議事項について、本市と運営権者が対等の立場で合議し、結論を得ること。
提出	本市が運営権者に対し、又は運営権者が本市に対し書面又はその他資料を説明し、差し出すこと。
委託等	業務の一部又は全部について、第三者に委託又は請負わせること。

1.5 事業概要

1.5.1 事業名称

大津市ガス特定運営事業等

1.5.2 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、運営権者が本市から運営権の設定を受けた日（以下「運営権設定日」という。）以降に本市が所有し管理するガス事業施設（本市において、現に都市ガス事業の用に供し、又は供することを決定した資産をいう。）の総体（以下「運営権設定対象施設」という。）である。

1.5.3 事業方式

本事業は、PFI 法第 16 条の規定に基づき実施する公共施設等運営事業とする。

1.5.4 事業の範囲

(1) 義務事業

義務事業とは、本事業等において、業務の遂行が運営権者の義務となる事業のことをいう。

(ア) 特定事業

① ガス小売事業に関する業務（以下「小売業務」という。）

- ・ 都市ガスの調達
- ・ 小売料金の設定
- ・ 都市ガスの販売・営業
- ・ ガス小売業務に係る需要家保安業務

- ・ 料金収納・窓口業務

(イ) 附帯業務

- ① 一般ガス導管事業に関する業務（以下「導管業務」という。）
 - ・ ガス漏れ等の緊急保安業務、ガス導管の緊急修繕業務
 - ・ ガス工作物等の検査及び点検等業務
 - ・ 内管漏えい検査等業務
- ② 液化石油ガス（以下「LP ガス」という。）事業に関する業務（以下「LP ガス業務」という。）
 - ・ LP ガスの緊急保安業務、LP ガス供給設備の緊急修繕業務
 - ・ LP ガスの需要家保安業務
- ③ 水道事業に関する業務（維持管理）（以下「水道業務」という。）
 - ・ 水道の漏水等緊急対応業務、緊急修繕業務
 - ・ 水道施設の点検等業務

(2) 任意事業

1.6 本事業等全体に係る要求水準

1.6.1 関係法令等の遵守

本事業等の実施にあたっては、別紙 1 に示す関係法令等を遵守すること。関係法令等は最新版を使用すること。

1.6.2 経営・財務等に関する要求水準

(1) 事業計画書の作成

運営権者は、以下の計画書を作成し、本市に提出すること。なお、各計画書の詳細内容については、本市と協議の上、決定する。

計画書の名称	内 容
全体事業計画書	20 年間の経営、各業務に対する計画。
中期事業計画書	3 年間の経営、各業務に対する計画。
年度事業計画書	単年度の各業務に対する計画。

(ア) 全体事業計画書に関する事項

提案書を踏まえ、運営体制、収支計画、各業務の実施方針等を含む 20 年間の計画とすること。

(イ) 中期事業計画に関する事項

全体事業計画書を踏まえ、以下の内容を含む 3 年間の計画とすること。

経営については、今後 3 年間の運営体制及び収支計画について記載すること。

各業務については、第 2～第 6 に示す各業務の要求水準に関する計画の概要を取りまとめるこ

(ウ) 年度事業計画書に関する事項

中期事業計画書を踏まえ、以下の内容を含む 1 年間の計画とすること。

本事業等の全体に係る内容については、当該事業年度の取締役等会社役員の構成、事業体制図、責任者一覧表、委託先一覧及び予定される委託内容等、収支計画、各業務の教育訓練計画等について記載すること。

各業務については、第 2～第 6 に示す各業務の要求水準に関する計画の概要を取りまとめること。

(2) 事業報告書の作成

運営権者は、以下の事業報告書を作成し、本市に提出すること。なお、各事業報告書の詳細内容については、本市と協議の上、決定する。

計画書の名称	内 容
中期事業報告書	中期事業計画書の記載内容及び全体事業計画書の記載内容に対する当該計画期間終了時の履行状況等。
年度事業報告書	年度事業計画書の記載内容及び中期事業計画に対する当該計画期間終了時の履行状況等。
四半期事業報告書	年度事業計画書の記載内容に対する各四半期終了時の進捗状況等。

(3) 運営権者の委託等に関する事項

運営権者は法令により委託禁止業務として定められた業務（液石法第 34 条 2 項による LP ガスの保安業務に関する業務の一部又は全部の委託等）を除いたものについては、本事業等にかかる業務について、第三者に委託又は請負わせることができる。委託を行う場合の要件や手続き等の詳細は実施契約に示すとおりとする。また、委託等を行う場合には、運営権者は以下に掲げる事項を満たすこと。

(ア) 平成 30 年度において本市出資会社に本市が委託等をする業務については、運営権者は以下の要件に合致することを条件として実施すること。

① これまでの営業力、技術力、需要家基盤を最大限生かし市内での円滑な対応を図るために、優先的に出資会社を活用した業務実施体制の構築に努めること。

② 業務効率を一層高め、需要家に低廉で安定したサービスを提供できる体制とすること。

(イ) 平成 30 年度において、本市が入札等により発注していた業務については、運営権者において、地域産業界の発展等の観点や業務効率を総合的に勘案し、優先的に市内事業者を活用した業務実施体制の構築に努めること。運営権者からの業務発注にあたっては、業務内容(事業実施に必要な技術等の保有状況等)も踏まえながら、原則として以下の順序(①～③の順)で業者の選定を行う。

- ① 大津市企業局入札参加資格登録を行っている事業者で、本社が大津市内に所在する者
 - ② 大津市企業局入札参加資格登録を行っている事業者
 - ③ その他
- (ウ) 業務の実施にあたっては関係法令等を遵守して、委託先等と十分な調整を図るとともに、委託先等に関しては自らの責任において要求水準が充足されるよう適切に管理すること。

(4) 財務に関する事項

- (ア) 事業期間を通じて以下に掲げる事項を満たし、健全な財務状況が確保されていること。
- ① 事業の当初段階及び事業期間中において、事業の安定性や継続性を保つための資金調達方針が明確で適切に機能する体制を整えており、必要な一切の資金が確保されていること。
 - ② 収支の見通しが適切で、明確かつ確実なものとなっていること。
 - ③ 特定事業、附帯事業、任意事業における会計・財務諸表はそれぞれ独立してとりまとめる。また、運営権者の事業全体の経営の健全性を保持すること。
- (イ) 運営権者は、経営の遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、毎事業年度終了後に下表の提出書類を本市に提出すること。

財務に関する提出書類の名称	提出頻度
計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表又は注記事項、その他運営権者による計算書類に基づいた財務分析の結果）	株主総会開催後
株主総会議事録及び議事録要旨	株主総会開催後
会計監査人による監査報告書	株主総会開催後
取締役会議事録及び議事録要旨	取締役会開催後
その他本市が必要とする書類	事業開始前、変更時

(5) 内部統制に関する事項

業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制）を構築すること。

- (ア) 内部統制の対象は、業務活動の有効性・効率性、財務報告、法令遵守、資産の保全である。
- (イ) 上記を達成するための内部体制、方法、倫理行動基準、個人情報保護、情報セキュリティの確保、内部通報者及び外部通報者の保護、不正防止、財務書類の保全等に関する基本方針及び導管業務の中立性確保に関する役職員行動規範を明確にし、確実に機能すること。

(6) 情報公開に関する事項

本事業等は市民生活に直結する重要な社会インフラであることを踏まえ、適時、適正な情報を公平かつ継続的に公開し、経営の透明性の確保に努めること。

- (ア) 業務執行体制、収支、地域貢献に関する計画等、経営に関する情報のほか、各業務に関する情報の積極的な公開に努めること。
- (イ) 継続的に分かり易い情報公開に努めること。

(7) 事業体制に関する事項

運営権者は、事業期間を通じて次の事項を満たす実施体制を確保すること。

- (ア) 本事業等における業務を効率的に実施し、持続的な事業運営が可能となる体制を整えること。
- (イ) 各責任者の役割分担が明確となっているとともに、適切なリスクの分担が図られていること。
- (ウ) 各業務の遂行に適した能力及び経験を有する者が当該業務を実施すること。
- (エ) 業務全体の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法が明確となっており、確実かつ機能的な実施体制となっていること。

運営権者は、本事業開始予定日までに、本事業等の業務に配置する組織体制について、事業体制図及び各責任者の一覧表を作成し、かつ、備え置くとともに、本市が求めた場合には、速やかに当該事業体制図及び責任者一覧表を本市に提出しなければならない。また、責任者の変更がある場合は、都度、責任者一覧表を修正しなければならない。

運営権者は、本事業等の業務の責任者について、配置変更等を行う場合は、上記の事業体制図及び責任者一覧表とともに理由等について、本市に報告すること。

(8) 業務総括責任者の配置

本事業等における附帯業務全体の責任者として、運営権者の組織内部に業務総括責任者を配置すること。

(9) 障害者雇用の促進

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき国及び地方公共団体、民間事業者に義務付けられる雇用率が達成できるよう努めること。

(10) 火災の防止

運営権者は、業務遂行において本市から貸与される施設の火災を未然に防止するため、各箇所に防火管理者ならびに火元責任者を選任し、火気の後始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

(11) 不審者の侵入の防止

運営権者は、業務に関連する全ての施設等について、不審者の侵入の防止及び設備機器、備品工具等の盗難防止等に努めなければならない。

(12) 整理整頓

運営権者は、効率的かつ安全に業務を行うことができるよう、不要な物品等については処分し、整理整頓に努めなければならない。

1.6.3 監査等への協力

所管省庁や本市において、本事業等の遂行に関して監査等が実施される際には、情報提供等の協力を真摯に実施すること。

第2 ガス小売事業に関する業務の要求水準

2.1 共通事項

2.1.1 目的

本事業等における小売業務は、市民の利益を増進するため、関係法令等及び要求水準を満足し、安全、安心で安定したガス供給を継続するとともに、低廉な価格でガスを提供しつつ、持続的なサービスレベルの向上を行うことを目的とする。

2.1.2 ガス小売事業に関する登録等

ガス事業法第3条の規定に基づき、ガス小売事業の登録を行い、事業期間中登録を維持すること。

託送供給約款に基づく託送供給契約を本市と締結し、当該契約に記載の義務を履行すること。

また、ガス事業法に基づき、運営権者はガスの保安業務規程を整備・維持すること。

上記以外にも小売業務を実施する上で取得すべき許認可等は全て運営権者の責任として取得すること。

2.1.3 本市事業の承継時の需要家の取扱い

- (1) 事業開始時点で本市が需要家と締結するガス供給契約を承継すること。また、承継するガス供給契約における契約上の義務を履行すること。
- (2) 事業開始時点で本市が需要家に対して交付している大津市企業局ダブル発電売電促進助成金に関する契約については、大津市企業局ダブル発電売電促進助成金交付要綱に基づいて運営権者の負担により助成金の支給を継続すること。

2.2 都市ガスの調達

ガス小売事業者として求められる安全で安定したガスの調達を維持すること。

2.3 小売料金の設定

料金の安定性、廉価性、公平性の確保に努め、料金上限の遵守に関する説明資料を作成すること。

2.4 都市ガスの販売・営業

2.4.1 需要家の利便性及びサービス水準の向上

- (1) 需要家の利便性を維持するとともに、さらなるサービス水準向上に向けた取り組みを実施すること。
- (2) 積極的な営業活動により、ガスの新しい利用形態の普及に取り組み、需要の増加を目指すこと。
- (3) 営業拠点等については、需要家の利便性を考慮すること。

2.4.2 悪質営業等の防止

経済産業省のガスの小売営業に関する指針、公正取引委員会及び経済産業省の適正なガス取引についての指針等に基づき、下記に示すような需要家の利便性や公正かつ有効な競争を大きく阻害する悪質営業等を防止すること。

- (1) 需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為
- (2) 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為
- (3) 小売供給契約の内容の適正化の観点から問題となる行為
- (4) 苦情・問合せへの対応の適正化の観点から問題となる行為
- (5) 小売供給契約の解除手続等の適正化の観点から問題となる行為
- (6) 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

2.5 ガス小売業務に係る需要家保安業務

ガス事業法等に基づき、ガス小売事業に必要な保安業務の遂行のためにガスの保安業務規程を定めること。

ガス事業法及びガス小売事業者等の保安業務に関する省令等に基づき、消費機器の技術上の基準への適合性の調査やガスの安全使用を行うための危険発生防止周知を行うこと。

需要家保安業務の結果について、導管事業者である本市に提供する際は、本市の安全点検システムに互換性のある電子データにて提供すること。

本市が平成30年度時点で実施している消費機器の調査業務及び周知の業務内容と同等以上の水準で業務を実施すること。

なお、本市が平成30年度時点で実施している小売業務に関する要領及び主な水準は下記のとおりである。

- (1) 大津市ガス消費機器調査規程
- (2) 安全点検ガイドラインに記載の作業要領
- (3) 不安全機器（非安全型ガス機器を含む）の使用により危険な状況にある場合、需要家に喚起をする。撤去の承諾が得られた場合には、機器の取り外し又は接続部プラグ止め等の保安措置を無償実施
- (4) 不良給排気及び非安全型ガス機器再調査は、日時等を変えて3回訪問を基本とし、3回目の

訪問で不在の場合をもって不在処理として完了

運営権者は小売事業に係る需要家保安業務に関する保安業務規程及び作業要領を作成し、本市へ提出し、必要に応じ、適切に更新を行うこと。

また、ガス小売事業者として求められる保安体制を十分構築すること。

2.6 料金収納・窓口業務

ガス事業法等の関係法令、ガス小売事業者等の保安業務に関する省令、ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン、ガスの小売営業に関する指針等の関係法令等に基づき、適正な業務遂行を行うこと。また、顧客からの苦情等を処理する体制を十分に設け、顧客からの問い合わせ件数や苦情件数について、記録を残すこと。

2.7 小売業務における結果の記録と報告

小売業務に関して、四半期毎及び年度末に四半期事業報告書または年度事業報告書を本市へ提出すること。記載内容は最低限下記の項目を含むものとする。

- (1) 用途別・契約種別毎のガス契約件数及び販売量の推移
- (2) 顧客からの問い合わせ件数及び苦情処理の件数とその内容
- (3) 小売業務の需要家保安業務に関する事故件数、処理件数とその内容

第3 一般ガス導管事業に関する業務の要求水準

3.1 共通事項

3.1.1 基本事項

本業務の迅速かつ適正な実施を図ることにより、保安水準の向上と安定供給を確保し、需要家へのサービス向上を目的とする。運営権者は本業務の目的を理解した上で、本市が一般ガス導管事業者として最終責任を担うことを十分に理解し、誠実に業務を実施すること。

業務遂行については、別紙1に示す関係法令等を遵守すること。また、法改正やガス事業監査による指導等により、本市が関係規程等を改定した場合、運営権者は改定内容を遵守すること。

3.1.2 導管業務総括責任者の配置

本業務の責任者として、都市ガスの供給の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務の通算3年以上の実務実績とガス事業法に基づくガス主任技術者（甲種又は乙種）免状の交付を受けている者で、必要な知識と経験を有する者を運営権者の組織内部に導管業務総括責任者として配置すること。

3.1.3 導管業務における中立性確保

公正取引委員会・経済産業省「適正なガス取引についての指針」に基づき、一般ガス導管事業者の中立性確保の観点から、特定の小売事業者に対する差別的取扱いの禁止や情報の目的外使用の禁止が確保されることが必要である。このことから、運営権者においても下記項目を遵守すること。

- (1) 本市が運営権者に義務付ける業務において得た一般ガス導管事業に関する情報を小売事業に活用しないこと。
- (2) 導管業務の実施において、他の小売事業者の需要家と運営権者の需要家に対するサービス水準が異なるなど差別的な取扱いを行わないこと。
- (3) 導管業務の実施時に運営権者の小売業務に関する需要家への情報提供を不当に差別的に行うこと（例えば、運営権者の小売情報のみを提供するなど）がないようにすること。

また、導管業務と小売業務の情報分離については下記の方法等により確保すること。

- (1) 導管業務を行う従業員は、小売業務を行わないこととし、小売業務を行う部門と導管業務を行う部門は、執務室を別々にし、物理的に隔離し、入室制限が可能となる仕組みを構築すること。
- (2) ITシステムについて、小売業務の従事者と導管業務の従事者が相互に、不適切な情報アクセスができないような遮断措置を講じること。

- (3) 情報の適切な管理に係る規程（総括的立場の者や人事交流についての行動規範等）を整備すること。また、責任者の設置、従業員教育について、情報管理計画書を策定し、適切に実行すること。

3.1.4 導管業務に関する教育及び訓練の実施・本市が実施する教育及び訓練への参加

運営権者は、導管業務を全うするために従事者が受けるべき教育を実施し、受講させなければならない。運営権者は、導管業務の教育訓練計画を毎年策定し、導管業務に従事する職員に対し、保安に関する教育を実施し、従事者毎に教育訓練履歴を作成すること。また、大津市ガス保安規程及び本市が指定する保安教育等を受講すること。

運営権者は作成した教育訓練計画及び教育訓練履歴を本市へ提出すること。これらの教育及び訓練にかかる費用については、原則として運営権者の負担とする。

3.2 ガス漏れ等の緊急保安業務

3.2.1 基本事項

本業務はガス漏えい及びガス事故等の未然防止及びその拡大防止を図るために、需要家等からのガス漏えい等の通報に対する受付及び連絡を迅速かつ確実に実施し、ガス漏えい及びガス事故等が発生し、又は発生する恐れがある場合には、現場へ出動し、状況に応じた適切な対応を行うことで保安の確保に万全を期すことを目的とする。

運営権者は本市が一般ガス導管事業者として最終責任を担うことを十分に理解し、適正に業務を実施すること。

業務遂行については、ガス事業に関する法令、ガス漏えい及びガス事故等処理要領、ガス漏えい及びガス事故等処理要領（作業マニュアル）、大津市企業局ガス技術テキスト（本支管編、供内管編）等を遵守すること。また、法改正やガス事業監査による指導等により、本市が関係規程等を改定した場合、運営権者は改定内容を遵守すること。

3.2.2 実施場所

本業務の実施拠点は、本事業等開始時点に本市が指定する。本事業等開始時点に本市が指定した実施拠点が、何らかの理由で変更しなければならない場合、運営権者が実施拠点を選定し、本市の承認を受けた上で、運営権者が準備するものとする。

また、効率性の観点から運営権者にて追加拠点を設ける場合には本市と協議を行い決定すること。なお、その場合に発生する費用は運営権者にて負担することとする。

3.2.3 対象施設・範囲

本業務は、別紙 2 に示す大津市ガス供給区域の 13A 区域におけるガス工作物及び消費機器、並びに関連施設等を対象とする。

3.2.4 体制の整備

(1) 保安責任者の配置

運営権者における指揮系統を明確に保ち、一般ガス導管事業者である本市と円滑な連携を保つことを目的とし、運営権者の組織内部に導管業務総括責任者の下、保安責任者を配置すること。

(2) 人員体制

本業務は 24 時間 365 日体制を構築する必要があり、ガス漏えい及びガス事故等処理要領に定める要員（保安責任者、受付担当者、通信担当者及び処理要員）を常時配置すること。

なお、ガスの緊急保安業務の要員として出勤しているものが他の業務を行うことは認めない（4.2 LP ガスの緊急保安業務及び 5.2 水道の漏水等緊急対応業務における漏水等受付業務は除く）。また、ガス漏えい及びガス事故等処理要領で示す要員数は最低限必要なものとして定めており、対応件数の増加等の場合には臨時に増員し、適切な現場対応を行うこと。

(3) 組織構成と従事者の届出及び人員計画書の届出

運営権者は、本事業開始予定日までに、ガス緊急保安に関する業務の従事者の名簿（写真が添付してあること。）並びに公的資格等を有することを証する書面（取得資格証明書等）の写し、及び経歴書を提出しなければならない。また、変更があった場合は速やかに本市へ提出すること。

組織構成は、保安責任者の下、受付担当者、通信担当者、及び処理要員をもって組織するものとする。なお、受付担当者及び通信担当者は保安責任者が兼ねることができる。

運営権者は、業務が効率的、経済的かつ安全に遂行できるよう、業務従事者の適切な配置を計画し人員計画書を本市へ届け出た上で、あらかじめ承認を受けなければならない。なお、人員計画は労働基準法を遵守したものとし、労働基準監督署への届出関係について本市に報告すること。

(4) 資格者の整備

本業務に従事する者は、次の要件を満たす者でなければならない。

(ア) 処理要員

都市ガス事業（低圧供給及び中圧供給を有しているもの）における、緊急保安業務で 3 年以上の処理実務経験がある者でなければならない。ただし、実務経験が 3 年未満の場合であっても、下記の要件を 1 つ以上満たし、本市の承認を受けた場合には実務経験が 3 年以上の者の指導の下で処理要員となることができる。

- ① ガス工作物の維持管理等業務に関する 3 年以上の経験を有していること。
- ② 大津市からの派遣を受けていること。
- ③ ガス工作物の維持管理等業務に関する 1 年以上の経験があり、緊急保安に関する外部の研修等を受講していること。

(イ) 保安責任者

都市ガスの緊急保安業務の従事経験を5年以上有し、保安責任者の業務を適切に実施できる者として本市が認めた者とする。又は、大津市からの派遣を受けている者で保安責任者としての従事経験を持つ者とする。

運営権者は、大津市の休日を定める条例第1条第1項に規定する日（以下「土日休日等」という。）を除いた日（以下「平日」という。）の日勤（午前8時40分から午後5時25分まで）については、導管業務総括責任者を緊急保安業務の事務所に常駐させることとし、不在となる場合は、同等の能力を持つ代理者を確保すること。

導管業務総括責任者は、夜間及び土日休日等の事故等に備え、業務従事者及び本市との連絡を密に取ることができる体制を整えておくこと。

(5) 勤務表の作成及び提出

運営権者は、毎年度開始1ヶ月前に当該年度の本業務に従事する者の勤務表を作成し、本市に提出すること。また、毎月の本業務に従事する者の勤務表を作成し、当該月の始まる10日前に本市に提出するとともに勤務変更がある場合は、事前に報告しなければならない。

3.2.5 ガス漏れ等の緊急保安業務の業務内容

本業務は突発的なガス漏れ等への緊急対応を大津市ガス保安規程、大津市ガス保安業務規程、ガス漏えい及びガス事故等処理要領、ガス漏えい及びガス事故等処理要領（作業マニュアル）、及び大津市企業局ガス技術テキスト（本支管編、供内管編）に基づき、ガス漏えい等通報受付処理業務、遠隔監視システムの警報発生時の対応業務等を実施する。現場における措置（応急措置、修理等）の実施については、状況に応じて適切に判断し、実施することとし、本市からの指示を受けた場合には適切に対応すること。

3.2.6 ガス漏れ等の緊急保安業務の作業要領

本業務は、ガス漏えい等通報、遠隔監視システムの警報発生時、その他異常発生時において大津市企業局ガス漏えい及びガス事故等処理要領等に基づき、必要な対応を行う。なお、ガス漏えいや供給圧力の異常時において、本市の対応が必要な場合は、速やかに本市係員へ連絡を行うこと。

また、ガス事業に関する通報に限らず、他埋設物に関するものと疑われる通報があることから、明確に断定できない場合には現場へ出動し確認した上で、他埋設物であれば、関係機関に引継ぎを行う等、適切に対応すること。

(1) ガス漏えい等通報受付処理業務

大津市企業局ガス漏えい及びガス事故等処理要領等に基づき行うこと。その他、埋設ガス導管漏えい検査業務等でガス漏えいが発見された場合も、同様に対処すること。

(ア) 受付処理業務

- ① ガス漏えい等通報受付（需要家、通行人、本市等からの通報）

② 通報者への協力要請

③ 消防及び警察への連絡

④ 災害発生時対応

(イ) 保安責任者による出動判断業務

① 通報内容による、一般出動、緊急出動、特別出動の指示

② ガス小売事業者への連絡

(ウ) 現場確認及び措置業務

現場へ到着した後、直ちに状況確認及び応急措置を実施する。

① ガス漏れへの対応

- ・ 保安の確保

必要に応じ、避難誘導や広報活動、保安責任者を通じ、警察・消防への協力要請を行うこと。

- ・ 調査及び措置

導管におけるガス漏えいが疑われる場合には、ボーリング調査や各種マンホール等においてガス検知器及び臭気による調査を行い、ガス漏えいの有無及び箇所の特定を行うこと。ガス漏えいと判断した場合には、速やかに保安措置を実施すること。また、調査により異常が発見されなかった場合は原因の究明に努めること。

本支管及び供給管におけるガス漏れの緊急修繕工事の完了後、他の部分で漏えいの有無を後日、事後調査として実施すること。

内管漏えいの場合に応急措置が実施できない場合は保安閉栓を行うこと。

一般戸建住宅等において、仮設管での供給を認めるが、修繕工事完了まで追跡調査を行い、本市へ状況報告を行うこと。

中圧ガス漏れや保安措置等で減圧作業が必要な場合は本市係員へ直ちに連絡し必要に応じ、作業協力をすること。

② 供給支障（出不良等）への対応

- ・ ガス圧低下の場合

管内の異物調査や水差し調査を行い、原因究明を行うこと。管内カメラによる調査やバキューマーや水取ポンプによる採水により復旧を行うこと。

本支供給管への差し水による供給不良であった場合については本市係員に報告し、水取器点検等を実施するなどし、継続調査を行うこと。

- ・ マイコンメーター作動の場合

通報時に通報者による復帰操作を行ったにも関わらず、復帰しなかった場合には訪問し再度復帰操作を実施し、遮断に至った原因究明を行い、対応を行うこと。

③ その他のガス工作物に関する対応

- ・ ボックス等の破損等への対応

ボックス等の破損等の場合には、応急措置の実施や交通整理により第三者への被害の防止を図ること施し、緊急修繕業務にて取換え等の対応を行うこと。

- ・ 内管における軽微な作業

一般業務用建物、一般集合住宅または一般住宅であり、圧力は低圧及び15kPa以下のの中間圧（ガス事業法で定められた圧力）である内管において行う軽微な作業を対象とし、下記の作業を行うものとする。

- ガス栓、メーターガス栓のグリスアップ
- 内管一部撤去（緊急修繕に伴うもの）

- ガスマーター復帰業務

ガスマーター遮断、警報点滅等のガスマーター異常発生時（検針時のガスマーター警報発見含む。）は、ガスマーター警報表示を確認後、消費機器調査・内管漏えい検査を実施する。異常が無い場合は、ガスマーターを復帰し開栓すること。

ガスマーター取替が必要な場合にはガスマーター取替業務に従うこと。

- ガスマーター取替業務（ガスマーター故障等）

ガスマーター故障等により供給支障が発生し、ガスマーター取替えが必要な場合には原因を需要家へ説明の上、作業を実施すること。交換時はメーターパッキンを新品交換すること。

また、ガスマーター取替伝票に必要事項を記入し、速やかに本市へ提出すること。

- 灯外内管撤去（一般戸建）

他工事など保安上の対応として、敷地内撤去（官民地境撤去）を行うこと。敷地境界付近等でガス管が露出している場合、適切な材料を使用し、ガス管のカップ止もしくはプラグ止を行う。撤去箇所が視認できるよう、埋め戻し後、標示杭の設置を行う。

また、敷地内他工事に伴い内管の折損事故等が想定される場合は予防保全の観点より、緊急修繕業務にて対応を行う。

④ ガス漏えい及びガス事故等処理要領（作業マニュアル）に定める緊急保安措置の実施

(2) 遠隔監視システムの警報発生時における出動処理業務

遠隔監視システムの監視端末の警報発報時は、速やかに端末操作にてブザー停止し、警報内容を確認した上で、下記の対応を実施すること。

(ア) 扉開（進入検知）の場合

速やかに現地確認を実施し、侵入の形跡ありの場合は、連絡表に基づき本市係員へ状況報告し、指示を受けること。侵入の形跡なしの場合は、翌開庁日に本市係員へ報告すること。

(イ) ガス漏れの場合

速やかに本市係員への連絡表に基づき報告すると共に、現地確認の実施、現場状況の報告を本市係員へ行い、適切な措置を行うこと。

(ウ) 上記以外の場合

速やかに本市係員への連絡表に基づき状況報告をし、指示を受けること。

(3) 緊急修繕業務対応記録業務

(ア) 本市修繕管理システムへの対応内容入力

保安措置等の対応内容を本市の修繕管理システムへ入力すること。

(4) その他関連業務

(ア) 指定ガス工事店による修繕扱いの工事管理

① 保安措置後の内管を対象とした修繕状況の確認業務

保安措置を行った内管において、需要家が指定ガス工事店に施工を依頼する場合に、修繕が確実に実施されたかどうかを把握するため、継続的に確認及び管理すること。修繕の施工までに2ヶ月以上経過した需要家については、本市へ状況を報告すること。

② 内管修繕工事の立会いと完了確認

内管修繕工事が法令及び大津市企業局ガス技術テキスト（本支管編（設計）、供内管編（設計）、供内管編（施工））に定めた技術基準に適合しているか確認し、施工者に対し工事について必要な指示も行い、内管竣工確認を行うこと。

確認内容は下記のとおりとする。

- ・ 竣工図との照合及びロケーター等による調査
- ・ 工事に係るガス工作物の保安措置確認（工事付近需要家も含む。）
- ・ 使用工具・材料の確認（施工者に対し必要な工具・材料の指示）
- ・ 気密確認（ガス検知器、水柱ゲージ、発泡検査等）
- ・ 作動試験（ガスマーテー等）
- ・ 外観確認（工事全般について適合していることを目視等による確認）

(イ) 法令等に定める報告や対応に関する業務

① 事故報告書等の原案作成

ガス事故報告事象の発生時において、事故報告関係書類等の作成を行い、本市へ速やかに提出すること。

② 事故報告等の問合せ対応支援

監督官庁からのガス事故に関する、問い合わせへの対応に協力すること。

3.2.7 共通の作業要領

- (1) 緊急保安業務に従事する者は、常に誠実かつ丁寧に本業務を実施し、服装等に配慮するとともに需要家と応対するときは、特に言葉遣いや態度に注意すること。また、本市への要望事項等を受けたときについては適切に本市へ報告すること。
- (2) 業務に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、常に適正な機能を満たすよう、機器の自主点検を徹底するとともに、点検記録を適正に保管すること。
- (3) 緊急車の運転等に関しては、道路交通法を遵守すること。
- (4) 無線の取り扱いについては、無線従事者届出者（第三級陸上特殊無線技士以上の有資格者）

が管理すること。

- (5) 本業務に使用する材料等は、本市が指定したものとし、運営権者において調達すること。
- (6) 緊急修繕作業に着手する前には、必ず関係需要家等を訪問し的確な説明を行い、了解を得てから実施すること。
- (7) 作業実施にあたっては、保安設備等を完備し、現地における事故防止に努めるとともに、万一緊急修繕等の発生により業務を中断し現地を離れる場合には、安全対策を講じて事故が発生しないように充分留意すること。
- (8) 作業においては、エアーパージ、漏えい検査等を必要に応じて実施すること。また、供給を停止した需要家への供給再開にあたっては、需要家内のすべてのガス栓が閉止されていることを確認した後、メーターガス栓を開け点火及び燃焼試験等を行い、供給を再開すること。
- (9) 保安措置における費用は、運営権者にて費用負担することとし、当該費用を関係需要家に請求してはならない。
- (10) ガス緊急対応の実施において必要な全ての許認可や申請等を適切に実施すること。
- (11) 運営権者は、本市が実施する点検調査等及び本市が発注する工事、緊急修繕、委託等業務等において、本市より作業に関する指示があった場合は適切に対応しなければならない。
- (12) 運営権者はガス事業の保安向上の目的のため、本要求水準書その他関係書類に明記されていない事項であって、現場の細かな変化や本業務自体の内部プロセスの改善については、速やかに本市と協議すること。
- (13) ガス保安修繕業務（無料修繕）の作業については、ユニオン等のネジ増締め及びガス栓のグリップアップ等の軽微な修繕とし、これらの作業に係る費用については、需要家へ請求しないものとする。なお、使用する材料は運営権者にてすべて準備するものとし、費用についても運営権者にて負担するものとする。

3.2.8 本市との連携

特別出動と判断される場合は、一般ガス導管事業者である本市に対して速やかに報告を行い、本市の協力・指示等を仰ぐとともに、復旧体制の構築にあたっては一般ガス導管事業として対応を行うことから人員等含め最大限協力をすること。

ガス事故速報等を提出すべき事象の場合は速やかに本市に報告を行い、本市の指示を仰ぐとともに、事故状況や保安措置等の報告に関する書類作成について協力すること。

ガバナの操作や、バルブ操作等の本市が実施すべき作業が想定される場合は、速やかに本市に連絡を行うとともに、協力して対処すること。

その他、本市の判断を仰ぐべき状況の場合は適切に報告を行い、本市の指示を仰ぐこと。

3.2.9 緊急保安業務における結果の記録と報告

大津市ガス保安規程、大津市ガス保安業務規程、ガス漏えい及びガス事故等処理要領、及びガス漏えい及びガス事故等処理要領（作業マニュアル）に基づき、緊急保安業務の実施においては、下記の記録を適切に作成し、本市へ報告及び提出すること。

その他、本市が提出時期や提出方法等を別途指示した場合には指示に従い、書類を提出する

こと。

- (1) ガス保安一次処理業務完了届
- (2) ガス修繕受付票及び完了報告書
- (3) メーター取替伝票
- (4) ガス修繕に伴う連絡書
- (5) ガス緊急保安日報
- (6) ガス緊急保安月報
- (7) 修繕委託伝票（私費の箇所の場合で、需要家が選択する指定工事店へ依頼する場合）
- (8) ガス事故速報・詳報
- (9) その他本市が求める書類

緊急修繕作業完了後、修繕伝票等に必要事項を記入したうえで、需要家の確認欄があるものについては認印もしくは自筆サインを受領し、本市へ速やかに提出すること。

3.3 ガス導管の緊急修繕業務

3.3.1 基本事項

ガス導管等の緊急修繕業務は、迅速かつ適正な実施を図ることにより、ガスの保安と安定供給を確保し、需要家に対するサービスの向上を目的とする。運営権者は本業務の目的を理解した上で、本市が一般ガス導管事業者として最終責任を担うことを十分に理解し、誠実に業務を実施すること。

大津市企業局工事一般仕様書及びガス事業に関する法令並びにその他本市の諸規程（大津市ガス保安規程、大津市ガス保安業務規程、ガス漏えい及びガス事故等処理要領、及びガス漏えい及びガス事故等処理要領（作業マニュアル）、ガス配管図作成要綱、大津市企業局建設工事監督要綱、大津市水道・ガス施工管理基準、大津市企業局工事検査要領、大津市水道・ガス工事記録写真撮影基準（配管工事編）を含む）、大津市企業局ガス技術テキスト（本支管編、供内管編（設計）、供内管編（施工））を遵守すること。また、法改正やガス事業監査による指導等により、本市が関係規程等を改定した場合、運営権者は改定内容を遵守すること。

ガスに関する緊急修繕においては、運営権者はこれら監督、検査（完成検査、出来高検査）にあたっては、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律 67 号）第 234 条の 2 第 1 項及び同法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 15 に基づくものであることを認識しなければならない。

3.3.2 実施場所

業務に従事する作業員は、円滑に業務が可能な場所で待機するものとする。

3.3.3 対象施設・範囲

別紙2に示す大津市ガス供給区域の13A区域内における本支供給管及びボックス等を対象とする。

3.3.4 体制の整備

(1) 導管業務総括責任者及びガス修繕現場責任者の配置

指揮系統を明確に保ち、一般ガス導管事業者である本市と円滑な連携を保つことを目的とし、運営権者の導管業務総括責任者の下にガス修繕現場責任者を配置すること。ガス修繕現場責任者はガス工作物の維持管理等業務に関する1年以上の実務経験があり、ガス工作物の修繕に関して知識を有している者とする。

(2) ガス緊急修繕業務の人員体制

24時間365日安全かつ速やかに緊急修繕を行うことを目的とし、速やかに緊急修繕業務が行える体制を確保すること。現場での緊急修繕業務は保安責任者の指示に基づき2名以上で実施することとし、うち1名をガス修繕現場責任者とすること。ただし、緊急修繕業務の内容に応じて運営権者が適切な体制を本市に示し、本市及び運営権者があらかじめ合意した場合においては、この限りではない。

なお、緊急修繕業務を実施する者と緊急保安業務を実施する者が同日同時間に兼務することはできない。

(3) 組織構成と従事者の届出及び人員計画書の届出

運営権者は、本事業開始予定日までに、ガス緊急修繕業務の従事者の名簿（写真が添付してあること。）並びに公的資格等を有することを証する書面（取得資格証明書等）の写し、及び経歴書を提出しなければならない。

運営権者は、業務が効率的、経済的かつ安全に遂行できるよう、業務従事者の適切な配置を計画し人員計画書を本市へ届け出るとともに、あらかじめ協議を行う。なお、人員計画は労働基準法を遵守したものとし、労働基準監督署への届出関係について本市に報告すること。

ガス修繕業務の作業については必要な公的資格及び外管工事資格、内管工事士等の有資格者を業務種別に応じて配備すること。

3.3.5 ガス導管の緊急修繕業務の業務内容

ガス事業に関する法令並びにその他本市の諸規程に基づき、緊急修繕業務を実施すること。

- (1) 本支供給管及びボックス等のガス工作物に関する緊急修繕業務
- (2) ガス工作物等の検査及び点検等業務により発見されるガス漏えいまたは設備の異常に伴う緊急修繕業務
- (3) 本市が指示する工事（他工事に伴う緊急修繕等）
- (4) 緊急修繕に伴う舗装仮復旧業務

3.3.6 ガス導管の緊急修繕業務の作業要領

(1) 本支供給管及びボックス等のガス工作物に関する緊急修繕業務

(ア) 各種申請(道路・河川管理者、警察、NTT、関西電力等)

ガスの緊急修繕工事で道路掘削を施工する際には、地下埋設物の事前協議を必要とする。

そのため、運営権者は、緊急修繕工事を実施するにあたり、他の工事事業者、インフラ事業者、その他関係機関と調整を行うこと。

また、各道路管理者に道路掘削申請許可が必要となる場合、それに伴う申請費用等は運営権者の負担とする。

(イ) 地元対応

必要に応じて、地元住民への対応を行う。

(ウ) 緊急修繕工事

法令及び大津市企業局ガス技術テキスト(本支管編、供内管編(設計)、供内管編(施工))に定めた技術基準及びガス漏えい及びガス事故等処理要領(作業マニュアル)の作業要領に則り、緊急修繕を実施する。施工後の確認内容は下記の通りとする。

- ① 工事に係るガス工作物の保安措置(工事付近需要家も含む)
- ② 使用工具・材料の適正使用
- ③ 確認(ガス検知器、水柱ゲージ、発泡検査等)
- ④ 外観確認(工事全般について適合していることを目視等により確認する)

(2) 埋設ガス導管漏えい検査業務等により発見されるガス漏えい等に伴う緊急修繕業務

本業務において、ガス漏えい等が発見された場合は緊急修繕業務にて対応を行うこと。

(3) 本市が指示する工事(他工事に伴う緊急修繕等)

本市からの依頼による導管の保安措置やボックスの取替え等の依頼について対応すること。

(4) 緊急修繕に伴う舗装仮復旧業務

緊急修繕業務実施に伴い、舗装を掘削した場合、舗装の仮復旧を適切に実施すること。

3.3.7 共通の作業要領

- (1) 業務従事者は、常に誠実かつ丁寧に本業務を実施し、服装等に配慮するとともに需要家と応対するときは、特に言葉遣いや態度に注意しなければならない。
- (2) 施設及び備品等の貸与条件は別紙3に示すとおりとする。その他、本業務に使用する材料等は、本市が指定したものとし、運営権者において調達すること。
- (3) 作業に着手する前に必ず関係需要家に説明し、了解を得てから実施すること。また、近隣住民への周知及び工事に関する理解・協力を求めるここと。近隣の住民や関連業者からの苦情や事故がないようにすること。
- (4) 作業実施にあたっては、保安設備を完備し、事故防止に努めるとともに、万一業務を中断して現場を離れる場合には、安全対策を講じて事故が起こらないように充分注意すること。大

- 津市企業局工事一般仕様書及び関係法令に基づいて安全対策及び環境対策を実施すること。
- (5) 作業においては、エアーパージ、漏えい検査等を必要に応じて実施する。また、供給を停止した需要家への供給再開にあたっては、需要家のすべてのガス栓が閉止されていることを確認した後、メーターガス栓を開け点火及び燃焼試験等を行い、供給を再開すること。
 - (6) 本市が負担する緊急修繕費用以外は、運営権者が関係需要家等に直接請求するものとする。
 - (7) 道路管理者、警察、消防、他インフラ事業者、その他占用事業者及びバス会社等への届出・申請等を適切に実施すること。その他、ガス緊急修繕業務の実施において必要な全ての許認可や、申請等を適切に実施すること。
 - (8) 運営権者の瑕疵により、作業完了後1年以内に事故が生じた場合は、これに係る費用を運営権者が負担するものとする。

3.3.8 本業務における結果の記録と報告

本業務に伴い、実施前及び実施後に提出すべき書類は下表のとおりである。

「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」（作業マニュアル）に基づき、緊急保安業務の実施においては、隨時下記の記録を残し、報告を行うこと。原則として、現場の修理状況が確認できる写真を撮影し、本市に提出しなければならない。

その他、本市が提出時期や提出方法等を別途指示した場合には指示に従い、書類を提出すること。

- (1) ガス導管修繕完了報告書
- (2) 竣工図面、写真
- (3) ガス漏えい検知器による検査結果
- (4) メーター取替伝票
- (5) ガス施設ページ計画書（大型・集合住宅施設用）
- (6) ガス修繕日報
- (7) ガス修繕月報
- (8) 緊急出動報告書（月次処理）
- (9) 水道・ガス修繕工事に伴う舗装復旧工事連絡書

3.4 ガス工作物等の検査及び点検等業務

3.4.1 基本事項

本業務は、ガス事業法等の規定に基づき、定期的にガス工作物等の検査及び点検等を行うものである。本業務を実施することにより、都市ガス事業に係る保安の確保及び安定供給を図ることを目的とする。

運営権者は本業務の目的を理解した上で、本市が一般ガス導管事業者として最終責任を担うことを十分に理解し、誠実に業務を実施すること。

ガス事業に関する法令及び本市の各作業マニュアル、その他本市の諸規程を遵守すること。

また、法改正やガス事業監査による指導等により、本市が関係規程等を改定した場合、運営権者は改定内容を遵守すること。

3.4.2 実施場所

本業務の実施場所は、本市が指定する各対象施設がある場所とする。

3.4.3 対象施設

各検査及び点検等業務における対象施設については、3年毎の年度開始日までに点検施設一覧表として本市から運営権者へ提示する。ただし、本業務のうち、業務量が変動しうる検査及び点検等業務（実施契約別紙9に示すA業務）については対象施設が変更されることがある。

3.4.4 体制の整備

運営権者における指揮系統を明確に保ち、一般ガス導管事業者である本市と円滑な連携を保つことを目的とし、導管業務総括責任者の下に、現場責任者を置くこと。また、現場責任者は各検査及び点検等業務に対して権限と責任を有するものとして、業務実施時に作業場所に常駐させること。やむを得ず現場責任者が作業場所に常駐できない場合は、本市に代理現場責任者の報告をすること。

各検査及び点検等業務において整備すべき人員体制は下表のとおりである。なお、交通誘導員等を配置する必要がある業務は必要に応じて配置すること。

運営権者は、ガス工作物等の検査及び点検等業務に従事する技術者一覧表を作成し、経歴書を添えて本市に届け出ること。

業務	作業の体制
ガバナ遠隔監視制御システム保守点検業務	現場責任者を含め2名以上
整圧器及び圧力測定施設巡視点検業務	現場責任者を含め3名以上
ダスト連続回収装置点検業務	現場責任者を含め3名以上
整圧器整備点検業務	現場責任者を含め5名以上
バルブ整備点検業務	現場責任者を含め3名以上
橋梁添架管点検業務	現場責任者を含め3名以上
電気防食設備点検業務（A点検）	現場責任者を含め2名以上
中圧ガス導管防食定期測定業務	現場責任者を含め2名以上
電気防食設備点検業務（C点検）	現場責任者を含め2名以上
遠隔遮断バルブ整備点検業務	現場責任者を含め5名以上
埋設ガス導管漏えい検査業務	現場責任者を含め2名以上
水取器点検業務	現場責任者を含め2名以上
移動式ガス発生設備容器法定点検業務	検査主任者を含め2名以上
移動式ガス発生設備（減圧装置）定期検査業務	現場責任者を含め2名以上
昇圧供給装置定期検査業務	現場責任者を含め2名以上
ガス灯保守点検業務	現場責任者を含め2名以上

3.4.5 検査・点検実施日及び工程

本業務の実施日及び工程は、あらかじめ本市と運営権者との間で協議し定めるものとする。

工程を運営権者が作成する場合は、検査及び点検の工程表を提出すること。

運営権者は、天候の異常等その責に帰することができない事由、その他正当な事由による以外は、定めた工程を厳守しなければならない。

3.4.6 ガス工作物等の検査及び点検等に関する業務内容

(1) ガバナ遠隔監視制御システム保守点検業務

- (ア) ガバナ遠隔監視制御システムの親局及び別途提示する子局の通年のトラブル対応と定期点検を行うこと。
- (イ) 作業要領及び点検項目はガス工作物等の検査及び点検等業務要領によるものとする。

(2) 整圧器及び圧力測定施設巡視点検業務

- (ア) 別途提示する整圧器及び圧力測定施設の外部点検と内部点検を定期的に行うこと。
- (イ) 作業要領及び点検項目は、ガス工作物等の検査及び点検等業務要領によるものとする。

(3) ダスト連続回収装置点検業務

- (ア) 別途提示するダスト連続回収装置の点検表に基づく機能点検と分解点検を行うこと。
- (イ) 作業要領及び点検項目は、ガス工作物等の検査及び点検等業務要領によるものとする。

(4) 整圧器整備点検業務

- (ア) ガス事業法に基づき、別途提示する整圧器及び不純物除去装置、その他の付属装置の分解点検と装置の機能確認試験、機能維持のための整備を行うこと。
- (イ) 作業要領及び点検項目はガス工作物等の検査及び点検等業務要領によるものとする。

(5) バルブ整備点検業務

- (ア) 導管に設置しているバルブ本体の整備点検及びこれに伴う付帯設備(放散管、短絡用端子等)の点検を行うこと。
- (イ) 作業要領及び点検項目はガス工作物等の検査及び点検等業務要領によるものとする。

(6) 橋梁添架管点検業務

- (ア) 橋梁添架管及び付帯する支持具、歩行防止策の外観に関する点検及と橋梁添架管における漏えい検査を行うこと。
- (イ) 作業要領及び点検項目はガス工作物等の検査及び点検等業務要領によるものとする。

(7) 電気防食設備点検業務（A点検）

- (ア) ガス事業法に基づく中圧ガス導管に係る電気的腐食防止のための電気防食施設の点検及び

点検時に異常を発見した場合の応急措置、簡易修理を行うこと。

- (イ) 作業要領及び点検項目は、ガス工作物等の検査及び点検等業務要領及び「電気防食施設の点検標準」に定める点検種別「A点検業務要領」によるものとする。

(8) 中圧ガス導管防食定期測定業務

- (ア) ガス工作物の技術上の基準を定める省令第47条(防食措置)に規定する電気的な防食施設の点検及び中圧ガス導管維持のための防食効果測定を行うこと。
- (イ) 作業要領及び点検項目は、ガス工作物等の検査及び点検等業務要領及び中圧鋼管路の電気防食業務標準に基づくほか、本市係員の指示によるものとする。

(9) 電気防食設備点検業務（C点検）

- (ア) 電気防食施設のうち、強制排流施設C点検作業及びこれに伴う各種作業とする。
- (イ) 作業要領及び点検項目は、ガス工作物等の検査及び点検等業務要領及び電気防食施設の点検標準に基づくほか、本市係員の指示によるものとする。

(10) 遠隔遮断バルブ整備点検業務

- (ア) 中圧ガス幹線に設置している遠隔遮断バルブの定期点検及び整備並びに総合作動試験を行うこと。
- (イ) 点検実施日は、あらかじめ本市と運営権者との間で協議し定め、作業要領及び点検項目は、ガス工作物等の検査及び点検等業務要領及び緊急遮断弁用アクチュエータ取扱説明書によるものとする。

(11) 埋設ガス導管漏えい検査業務

- (ア) 別途提示する検査範囲図における埋設ガス導管(本・支・供給管)の漏えい検査を行うこと。
- (イ) 作業要領及び点検項目は、埋設ガス導管漏えい検査要領によるものとする。

(12) 水取器点検業務

- (ア) 別途提示する水取器点検範囲図における水取器の機能点検、漏えい検査及び水取器立管を保護するボックスの点検を行うこと。
- (イ) 作業要領及び点検項目は水取器点検業務要領によるものとする。

(13) 移動式ガス発生設備容器法定点検業務

- (ア) 移動式ガス発生設備の容器の法定点検を行うこと。
- (イ) 点検場所での容器の積卸しは、運営権者で行うこと。
- (ウ) 点検時に、容器の不具合、修繕の必要な箇所があった場合、本市係員の指示に従い対応すること。
- (エ) 実施日は本市係員と協議すること。

(14) 移動式ガス発生設備（減圧装置）定期検査業務

- (ア) 移動式ガス発生設備の定期検査を行うこと。
- (イ) 作業は、本市係員の立会のもと、指示に従い現場責任者が全体を統括して実施すること。
- (ウ) 実施日は本市係員と協議すること。作業中は従事者以外の者が現場に近づかないようにし、事故防止に努めること。

(15) 昇圧供給装置定期検査業務

- (ア) 昇圧供給装置の定期検査を行うこと。
- (イ) 作業は、本市係員の立会のもと、指示に従い現場責任者が全体を統括して実施すること。
- (ウ) 実施日は本市係員と協議し作業前は、必ず本市係員へ連絡すること。作業中は従事者以外の者が現場に近づかないようにし、事故防止に努めること。

(16) ガス灯保守点検業務

- (ア) 別途提示するガス灯について、保守点検及び軽微な異常発見時の応急措置を行うこと。
- (イ) 作業要領及び点検項目は本市が定める施設毎の業務内容と頻度の詳細とガス灯保守点検表に準じるものとする。

3.4.7 共通の作業要領

整圧器整備点検業務やバルブ整備点検業務において、点検時に簡易な異常（付属設備の各部のゆるみ等）が発見された場合は、その場で修理若しくは適正な措置を行い、措置内容を本市に報告すること。

また、交換部品等の消耗品に係る費用については特段の定めが無い場合は、運営権者にて負担すること。

検査及び点検等業務の実施時にガス漏えいが発見された場合は、直ちに緊急保安業務の要領に従い、保安措置を実施することとし、各業務の要領に従い対応を行うこと。

3.4.8 本業務における結果の記録と報告

各検査及び点検等業務の結果は、各業務における作業完了後、下表に示す提出書類を提出すること。また、写真等が必要な作業については、本市の指示に従い写真を撮影し、整理の上、本市に提出すること。

その他、本市が年度末における提出時期や提出方法等を別途指示した場合には指示に従い、書類を提出すること。

業務	作業完了時の提出書類	提出頻度・締切
全般	ガス工作物等の検査及び点検等業務に関する月次の履行状況	毎月・当該月終了後 10 日以内
ガバナ遠隔監視制御システム保守点検業務	保守点検報告書、写真	実施時・1か月以内
整圧器及び圧力測定施設巡視点検業務	点検履歴報告書、写真	実施時・実施後 1週間以内
ダスト連続回収装置点検業務	点検履歴報告書、写真	実施時・実施後 1週間以内
整圧器整備点検業務	点検履歴報告書、写真、点検表	実施時・実施後 1か月以内
バルブ整備点検業務	点検表、写真	実施時・実施後 1か月以内
	不良箇所リスト	
	作業日報	毎月・当該月終了後 10 日以内
橋梁添架管点検業務	点検表、写真	実施時・実施後 1か月以内
	不良箇所リスト	
	作業日報	毎月・当該月終了後 10 日以内
電気防食設備点検業務 (A 点検)	当該月分の電気防食設備点検 (A 点検) 点検記録表	実施時・実施後 1週間以内
	データロガーの記録用紙	
	中圧ガス導管防食定期測定業務	データ解析後 2か月以内
電気防食設備点検業務 (C 点検)	点検結果報告書、写真	実施時・実施後 1か月以内
遠隔遮断バルブ整備点検業務	報告書、写真	実施時・実施後 2週間以内
埋設ガス導管漏えい検査業務	本市所有図面への記入物 (半導体式ガス検知器検査路線、検査不能路線、漏えい発見箇所)	実施時 (月 1回程度の頻度)・市立会いのもと記入
	埋設ガス導管漏えい検査報告書、写真	毎年度・年度業務終了後 1ヶ月以内
	埋設ガス導管漏えい検査報告書(日報)	
水取器点検業務	水取器点検報告書、写真	毎年度・年度業務終了後 1ヶ月以内
	水取器台帳(原本)への調査結果の記入	隨時・市立会いのもと記入
	水取器点検作業日報	毎年度・年度業務終了後 1ヶ月以内
移動式ガス発生設備容器法定点検業務	容器再検査成績表、写真	実施時・実施後 2週間以内
移動式ガス発生設備 (減圧装置) 定期検査業務	検査報告書、写真	実施時・実施後 2週間以内

昇圧供給装置定期検査業務	報告書、写真	実施時・実施後 2 週間以内
ガス灯保守点検業務	点検報告書、写真	実施時・実施後 2 週間以内

3.5 内管漏えい検査等業務

3.5.1 基本事項

内管漏えい検査等業務は、ガス事業法等の規定に基づき、定期的に需要家を訪問し、需要家所有資産である内管等の点検を行うものである。本業務を実施することにより、需要家が所有する内管等の保安の確保及び安定供給を図ることを目的とする。

運営権者は本業務の目的を理解した上で、本市が一般ガス導管事業者として最終責任を担うことを十分に理解し、誠実に業務を実施すること。

ガス事業に関する法令及び本市の安全点検ガイドライン、その他本市の諸規程を遵守すること。また、法改正やガス事業監査による指導等により、本市が関係規程等を改定した場合、運営権者は改定内容を遵守すること。

3.5.2 対象施設・範囲

別紙2に示す大津市ガス供給区域の13A区域内のガス工作物を対象とする。

3.5.3 体制の整備

(1) 各業務の現場責任者の配置

運営権者における指揮系統を明確に保ち、一般ガス導管事業者である本市と円滑な連携を保つことを目的とし、導管業務総括責任者の下に各業務の現場責任者を配置すること。

(2) 組織構成と従事者の届出及び人員計画書の届出

運営権者は、本事業開始予定日までに、内管漏えい検査等業務の従事者の名簿（写真が添付してあること。）並びに公的資格等を有することを証する書面（取得資格証明書等）の写し、及び経歴書を提出しなければならない。

運営権者は、業務が効率的、経済的かつ安全に遂行できるよう、業務従事者の適切な配置を計画し人員計画書を本市へ届け出るとともに、あらかじめ協議を行う。

(3) 資格者の整備

現場において内管漏えい検査等業務に従事する者は、一般社団法人日本ガス協会認定の「内管検査員」の資格を有する者でなくてはならない。

運営権者は該当する者を本業務の担当者と定める。また、本業務の従事者のうちから連絡担当者を定め、その氏名を本市に通知する。

また、運営権者は本業務で使用するコンピュータやデータ記録媒体等の電算機器等を管理する担当者（以下「電算管理担当者」という。）を定め、従事者届にて、その氏名を本市に通知すること。

3.5.4 実施日及び工程

本業務の工程は、あらかじめ本市と運営権者との間で協議し定めるものとする。

運営権者は、天候の異常等その責に帰することができない事由、その他正当な事由による以外は、決められた工程を厳守しなければならない。

3.5.5 内管漏えい検査等の業務内容

(1) 内管漏えい検査業務（開栓中の需要家物件）

本業務の業務範囲は下記の①～②のとおりである。

- ① ガス事業法第61条第1項に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令第51条第2項による漏えい検査。
- ② 上記の検査及び調査に係る簡易な修繕（安全アダプター取付けを含む。）

(2) 内管漏えい検査業務（内管を保有する閉栓中の需要家物件）

本業務は本市が別途業務指示書により指示する物件（以下「物件」という。）の現在閉栓中の内管の所有者に対し、敷地内他工事による事故の防止を目的に、不要な灯外内管及び供給管の撤去及び改善等を促進し、更に灯外内管部分について内管漏えい検査を行う。

3.5.6 作業要領

業務の内容は、関係法令及び、「安全点検ガイドライン」等に基づくほか、必要な場合は本市係員の指示に従い実施すること。また、需要家のガス施設等の情報は、本市が特に指示を行わない限り本市の安全点検システムにすべて入力又は修正を行うこと。

(1) 内管漏えい検査業務（開栓中の需要家物件）

- (ア) 検査実施時にガス漏れ等の異常が発見された場合には緊急保安業務と連携を取り適切に対処すること。

(2) 内管漏えい検査業務（内管を保有する閉栓中の需要家物件）

- (ア) 本市が別途業務指示書により指示する物件（以下「物件」という。）の現在閉栓中の内管の所有者に対し、敷地内他工事による事故の防止を目的に、不要な灯外内管及び供給管の撤去及び改善等を促進し、更に灯外内管部分について内管漏えい検査を行うこと。

(イ) 「調査表」に調査結果及び折衝内容を記入し、最新情報として報告すること。

(ウ) マッピング調査・情報確認、事前準備（図面等の再調査段階も含む）した結果、ガス引込み管が全撤去になっている場合は、検査を終了し本市に報告すること。

(エ) 事前調査の結果、引込管の位置や灯外内管等のガス配管状況が確認できる物件で内管漏えい検査の実施が可能である場合、事前周知ビラを所有者宛に配布又は郵送し事前に周知を行うこと。また、灯外内管が経年埋設管の場合、改善もしくは撤去のおすすめを行うこと。

(オ) 建物（更地・空家）等で所有者が不明な場合、ガス漏れ調査（境界付近のみ）を実施し、本市に報告すること。

- (カ) 所有者から漏えい・腐食調査等の要望がある場合、直ちに実施すること。
- (キ) 調査実施時にガス漏れ等の異常が発見された場合には緊急保安業務と連携を取り適切に対処すること。

3.5.7 共通の作業要領

(1) 測定機器の保守点検等

運営権者は、内管漏えい検査等業務に使用する測定機器の保守点検・整備及び管理を適正に行わなくてはならない。運営権者は、あらかじめ使用する測定機器及び定期点検の状況が分かる書類を本市に提出すること。日常点検及び定期点検・整備を行い、その記録を書類で残すこと。また、本市が求めた場合、記録に関する書類を速やかに提出すること。

(2) 個人情報等の取扱い

運営権者は、本業務を遂行するにあたり、需要家の個人情報及びデータが記録されている磁気ディスク、光磁気ディスク等（以下「データ記録媒体」という。）その他、個人情報の記載された印刷物等の保護管理のため、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (ア) 需要家には明るい表情で接するとともに服装、態度、言葉づかい等に細心の注意を払うこと。
- (イ) データ記録媒体の授受は、本市が特に指示を行わない限り、本市が指定する執務室内にて行うこと。
- (ウ) データ記録媒体の搬送は、寄り道をせずに速やかに移動するように努めなければならない。
- (エ) データ記録媒体の搬送中、やむを得ず駐車する場合は、盜難に遭わないよう所持するか格納しなければならない。
- (オ) データ記録媒体の搬送及び使用に関する管理台帳を設け、その種類、数量等を記録すること。
- (カ) コンピュータ処理業務の実施にあたっては、専用執務室（以下「執務室」という。）を設置し、必要な防災及び盗難防止体制を講じること。
- (キ) 前号の執務室には、電算管理担当者及びその指定する者以外の入室を禁止すること。ただし、やむを得ず他の者の入室を必要とするときは、電算管理担当者が立ち会うものとする。
- (ク) データ記録媒体を廃棄するときは、本市と協議のうえ、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって行うこと。
- (ケ) 本市の承認を得ることなくデータ記録媒体を複写し、又は複製してはならない。
- (コ) 本市の承認を得ることなく運営権者の執務室以外の場所においてデータ記録媒体にかかる作業を実施してはならない。
- (サ) 内管を保有する閑栓中の需要家に対する主旨説明は、ガス管の種類、起こりうる事態について、調査実施に賛同が得られるよう丁寧に説明を行うこと。
- (シ) 運営権者は、本業務で、折衝する物件についての改善工事は請負わないものとする。ただし、所有者からの要望がある場合は本市と協議する

3.5.8 業務における結果の記録と報告

当該月に係る本業務が完了した場合、データ記録媒体及び次の各号に定める報告書を遅延なく本市に提出しなければならない。また、毎月、内管漏えい検査等業務の業務履行状況をとりまとめて提出すること。

その他、本市が提出時期や提出方法等を別途指示した場合には指示に従い、書類を提出すること。

(1) 内管漏えい検査業務（開栓中の需要家物件）

- ① 安全点検データ集計日報
- ② 安全点検データ集計月報
- ③ ガス設備点検捺印用紙（自主保安として点検を実施した需要家）
- ④ 保安措置報告書・同意書
- ⑤ その他に本市が求める報告書

(2) 内管漏えい検査業務（閉栓中の灯外内管のみ）

- ① 物件毎の調査票、集計表

第4 液化石油ガス事業に関する業務の要求水準

4.1 共通事項

4.1.1 基本的事項

本市は、石山外畠地区を対象とした液化石油ガス事業を行っている。これまで都市ガス事業と一体的に実施してきた経緯から、今後も一体的に保安業務等のサービスを提供することで、市民に対するサービス水準の確保と業務の効率性を確保することを目的とする。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「液石法」という。）に基づく液化石油ガス販売事業者の登録は本市が継続し、液化石油ガス供給設備は本市が所有する。

運営権者は本業務の目的を理解した上で、本市が LP ガス販売事業者であることを十分に理解し、保安機関として誠実に業務を実施すること。

液石法及び液化石油ガス（以下、「LP ガス」という。）に関する法令並びにその他本市の諸規程を遵守すること。また、液石法等に基づく指導により、本市が諸規程を改定した場合、運営権者は改定された記載内容を遵守すること。

4.1.2 保安機関の登録

本業務は液石法第 27 条 1 項に定められた保安業務を含むものであることから、運営権者は液石法に基づき、保安機関の認定を取得し、事業期間中にわたり保安機関の認定を継続すること。

また、液石法第 34 条 2 項により、LP ガスの保安業務に関して業務の一部又は全部を運営権者以外の第三者に委託等を行うことはできない。

4.1.3 保安業務規程及び保安業務計画書の策定

液石法第 27 条第 1 項に規定する保安業務の適確かつ円滑な遂行を図ることを目的として、運営権者は、液石法第 35 条の規定に基づき、LP ガスの保安業務規程及び保安業務計画書を策定すること。保安業務規程の内容については、平成 30 年度時点で大津市企業局が定める LP ガスの保安業務規程及び保安業務計画書に記載する業務水準以上の内容とすること。

4.1.4 実施場所

本業務の実施拠点は、本事業等開始時点に本市が指定する。本事業等開始時点に本市が指定した実施拠点が、何らかの理由で変更しなければならない場合、運営権者が実施拠点を選定し、本市の承認を受けた上で、運営権者が準備するものとする。

また、効率性の観点から運営権者にて追加拠点を設ける場合には本市と協議を行い決定すること。なお、その場合に発生する費用は運営権者にて負担することとする。

4.1.5 対象施設・範囲

別紙 2 大津市ガス供給区域の LP ガス区域における LP ガス供給設備及び LP ガス消費設備

を対象とする。

4.1.6 LP ガス業務総括責任者の配置

運営権者における指揮系統を明確に保ち、液化石油ガス販売事業者である本市と円滑な連携を保つことを目的とし、運営権者の組織内部に業務総括責任者の下に LP ガス業務総括責任者を配置すること。

LP ガス業務総括責任者は、次の要件の 1 つ以上を満たす保安業務資格者のうち、業務経験等を勘案し、適した者を配置すること。

- ① 都道府県知事より液化石油ガス設備士免状の交付を受けた者
- ② 都道府県知事より第二種販売主任者免状の交付を受けた者

4.1.7 LP ガス業務の業務内容

運営権者は、運営権者が定める LP ガスの保安業務規程に基づき、下記 (1) ~ (3) の業務を実施すること。

- (1) LP ガスの緊急保安
 - (ア) LP ガスの緊急時対応
 - (イ) LP ガスの緊急時連絡
- (2) LP ガスの緊急修繕
- (3) LP ガスの需要家保安
 - (ア) LP ガス定期消費設備点検及び LP ガス消費設備に関する周知

4.1.8 小売業務及び導管業務との連携

本事業等において、LP ガス業務は、小売業務及び導管業務と一体的に実施されることで効率化と市民に対するサービス水準の均一化を図ることを目的としている。このことを十分に理解した上で、LP ガス需要家が小売業務及び導管業務における需要家と同水準のサービスを得られるようにサービスを提供すること。

4.1.9 LP ガスに関する教育及び訓練の実施

LP ガス業務の目的は、法令で規定された技術上の基準を満足していることの確認、設備、機器類の使用状況の確認、消費者への情報提供と維持管理方法の周知による事故未然防止である。LP ガスによる事故を未然に防ぐと共に、発生した事故の被害を最小限に留めるために非常に重要な業務であることを踏まえ、本業務に従事する者が適切かつ迅速に業務を実施することができるよう、教育・訓練を実施し、技術の維持・向上を図る必要がある。

運営権者は、LP ガス業務を全うするために従事者が実施すべき教育を実施し、受講させなければならない。運営権者は、LP ガス従事者教育訓練計画を毎年策定し、本業務に従事する職員に対し、教育訓練を実施し、従事者毎に教育訓練履歴を作成すること。また、運営権者が定める LP ガスの保安業務規程及び本市が指定する保安教育を受講すること。

運営権者は作成した LP ガス保安従事者教育訓練計画及び教育訓練履歴を本市へ提出すること。

と。これらの教育及び訓練にかかる費用については、原則として運営権者の負担とする。

4.2 LP ガスの緊急保安業務

4.2.1 基本事項

LP ガスの緊急保安業務は、液石法第 27 条第 1 項に規定する保安業務の適確かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。運営権者は本業務の目的を理解した上で、誠実に業務を実施すること。

LP ガスに関する法令等並びに運営権者が作成する LP ガスの保安業務規程、その他本市が定める規程・要綱・要領等を遵守すること。また、液石法等に基づく指導により、本市が LP ガスの保安業務規程等を改定した場合、運営権者は改定された記載内容を遵守すること。

4.2.2 体制の整備

(1) 保安業務資格者の配置

運営権者における指揮系統を明確に保ち、液化石油ガス販売事業者である本市と円滑な連携を保つことを目的とし、運営権者は LP ガス業務総括責任者の下に保安業務資格者を配置すること。

(2) 緊急保安の人員体制

24 時間 365 日安全に緊急保安を行うことを目的とし、運営権者が策定する LP ガスの保安業務規程に定める必要人員数を配置すること。

なお、LP ガスの緊急保安業務の要員として出勤しているものが他の業務を行うことは認めない（3.2 ガス漏れ等の緊急保安業務及び 5.2 水道の漏水等緊急対応業務における漏水等受付業務は除く）。

(3) 組織構成と従事者の届出及び人員計画書の届出

運営権者は、本事業開始予定日までに、LP ガス緊急保安に関する業務の従事者の名簿（写真が添付してあること。）並びに公的資格等を有することを証する書面（取得資格証明書等）の写し、及び経歴書を提出しなければならない。

組織構成は、LP ガス業務総括責任者の下、保安業務資格者、補助員をもって組織するものとする。

運営権者は、業務が効率的、経済的かつ安全に遂行できるよう、業務従事者の適切な配置を計画し人員計画書を本市へ届け出るとともに、あらかじめ協議を行う。なお、人員計画は労働基準法を遵守したものとし、労働基準監督署への届出関係について本市に報告すること。

(4) 資格者の整備

本業務に従事する LP ガスの保安業務資格者は、次の要件の 1 つ以上を満たす者でなければならない。

- ① 都道府県知事より液化石油ガス設備士免状の交付を受けた者
- ② 都道府県知事より第二種販売主任者免状の交付を受けた者

その他、各業務の内容に応じて、業務実施に必要とされる資格を保有した者を適正に配置しなければならない。

(5) 勤務表の作成

運営権者は、毎年度開始 1 ヶ月前に当該年度の本業務に従事する者の勤務表を作成し、本市に提出すること。また、毎月の本業務に従事する者の勤務表を作成し、当該月の始まる 10 日前に本市に提出するとともに勤務変更がある場合は、事前に報告しなければならない。

4.2.3 LP ガスの緊急保安業務の業務内容

運営権者が定める LP ガスの保安業務規程及び関係法令に基づき、下記業務を実施すること。
その他、詳細については、本市の指示によること。現場における保安措置の実施については、状況に応じて適切に判断すること。

(1) LP ガスの緊急時連絡

LP ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、本市に当該事実を速やかに連絡するとともに、必要に応じ消防機関等へも連絡することとする。

なお、災害が発生した場合には滋賀県 LP ガス協会、滋賀県防災危機管理局消防保安係に速やかに連絡することとする。

毎月、緊急時連絡業務の実施状況について本市に書面をもって報告することとする。

(2) LP ガスの緊急時対応

- (ア) 出動判断、出動
- (イ) 現場における状況把握、保安措置の要請・実施
- (ウ) 保安措置後の LP ガス消費設備を対象とした修繕に関する継続調査

液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、本市に当該事実を電話等により速やかに連絡するとともに、必要に応じ消防機関等へも連絡することとする。なお、災害が発生した場合には、滋賀県 LP ガス協会、滋賀県防災危機管理局消防保安係に速やかに連絡することとする。

出動は、保安業務資格者又はその監督の下に保安措置を適確に行う能力を有する者が行うこととする。(無線の取り扱いについては、無線従事者届出者（第三級陸上特殊無線技士以上の有資格者）が管理すること。)

一般消費者等の供給設備を点検し、又は消費設備を調査した結果、本市又は消防機関等による措置が必要であると判断された場合には、本市又は消防機関等に速やかに連絡することとす

る。

一般消費者等の供給設備又は消費設備に所要の措置を行うこと等により災害の発生に至らなかつた場合にあっても、その結果を本市に速やかに連絡することとする。

4.2.4 作業要領

- (1) LP ガスの緊急保安に従事する者は、常に誠実かつ丁寧に本業務を実施し、服装等に配慮するとともに需要家と応対するときは、特に言葉遣いや態度に注意すること。
- (2) 本業務に使用する材料等は、本市が指定したものとし、運営権者において調達すること。
- (3) 保安措置に着手する前には、必ず関係需要家等に訪問説明を行い、了解を得てから実施すること。
- (4) 作業実施にあたっては、保安設備等を完備し、現地における事故防止に努めるとともに、万一緊急修繕等の発生により業務を中断し現地を離れる場合には、安全対策を講じて事故が発生しないように充分留意すること。
- (5) 本市が負担する緊急修繕費用以外の費用が発生した修繕費用は、運営権者が関係需要家に直接請求してはならない。
- (6) LP ガスの緊急対応の実施において必要な全ての許認可や申請等を適切に実施すること。
- (7) 緊急車の運転等に関しては、道路交通法を遵守すること。
- (8) 運営権者は、本市が実施する点検調査等及び本市が発注する工事、緊急修繕、委託等において、本市より作業に関する指示があった場合は適切に対応しなければならない。
- (9) 運営権者は LP ガスの保安向上の目的のため、本要求水準書その他関係書類に明記されていない事項であって、現場の細かな変化や本業務自体の内部プロセスの改善については、速やかに本市と協議すること。

4.2.5 LP ガスの緊急保安業務における結果の記録と報告

運営権者が定める LP ガスの保安業務規程及び関係法令に基づき、緊急保安業務の実施においては、隨時下記の記録を残し、報告を行うこと。

その他、本市が提出時期や提出方法等を別途指示した場合には指示に従い、書類を提出すること。

- (1) ガス保安一次処理業務完了届
- (2) ガス修繕受付票及び完了報告書
- (3) メーター取替伝票
- (4) ガス緊急保安日報
- (5) ガス緊急保安月報
- (6) 修繕委託伝票（私費の箇所の場合で、需要家が選択する指定工事店へ依頼する場合）
- (7) LP ガス事故速報・詳報

LP ガスの緊急時対応作業の完了後、修繕伝票等に必要事項を記入したうえで、需要家の確認

欄があるものについては認印もしくは自筆サインを受領し、翌開庁日に本市係員に報告するものとする。

4.3 LP ガス供給設備の緊急修繕業務

4.3.1 基本事項

LP ガス供給設備の緊急修繕業務は、迅速かつ適正な実施を図ることにより、LP ガスの保安と安定供給を確保し、需要家に対するサービスの向上を目的とする。運営権者は本業務の目的を理解した上で、本市が液化石油ガス販売登録事業者であることを十分に理解し、誠実に業務を実施すること。

LP ガスに関する法令及び法令に定める技術上の基準、運営権者が作成する LP ガスの保安業務規程、及びその他本市が定める規程・要綱・要領、本市ガス工事一般仕様書等を遵守すること。また、液石法等に基づく指導により、本市が関係規程等を改定した場合、運営権者は改定された記載内容を遵守すること。

4.3.2 体制の整備

(1) LP ガス修繕現場責任者の配置

運営権者における指揮系統を明確に保ち、LP ガス事業者である本市と円滑な連携を保つことを目的とし、LP ガス業務総括責任者の下にガス修繕現場責任者を配置すること。

(2) ガス緊急修繕業務の人員体制

24 時間 365 日安全かつ速やかに緊急修繕を行うことを目的とし、速やかに緊急修繕業務が行える体制を確保すること。現場での緊急修繕作業は 2 名以上で実施することとし、うち 1 名を LP ガス修繕現場責任者とすること。

なお、LP ガスの緊急修繕業務を実施する者と LP ガスの緊急保安業務を実施する者が同日同時間に兼務することはできない。

(3) 組織構成と従事者の届出及び人員計画書の届出

運営権者は、本事業開始予定日までに、LP ガスの緊急修繕業務における従事者の名簿（写真が添付してあること。）並びに技術者の公的資格等を有することを証する書面（取得資格証明書等）の写し、及び経歴書を提出しなければならない。

運営権者は、業務が効率的、経済的かつ安全に遂行できるよう、業務従事者の適切な配置を計画し人員計画書を本市へ届け出るとともに、あらかじめ協議を行う。なお、人員計画は労働基準法を遵守したものとし、労働基準監督署への届出関係について本市に報告すること。

(4) 資格者の整備

現場においてガス緊急修繕業務に従事する者は、次の各号に該当する者でなければならない。ただし、②及び③については必要に応じ取得していることとする。

- ① 液化石油ガス設備士

- ② 高圧ガス保安協会のポリエチレン管の施工に係る講習 修了者
- ③ 高圧ガス保安協会の配管用フレキ管講習 修了者

4.3.3 LP ガス供給設備の緊急修繕業務に関する業務内容

大津市ガス工事一般仕様書及び LP ガスに関する法令並びにその他本市の諸規程に基づき、下記業務を実施すること。

- (1) LP ガスの緊急保安業務において保安措置の実施対象となったガス供給設備の緊急修繕業務
- (2) その他検査及び点検等業務等により発見されたガス漏えい又はその他の異常に対する緊急修繕業務
- (3) 緊急修繕に伴う舗装仮復旧業務

4.3.4 作業要領

- (1) 業務従事者は、常に誠実かつ丁寧に本業務を実施し、服装等に配慮するとともに需要家と応対するときは、特に言葉遣いや態度に注意すること。
- (2) 施設及び備品等の貸与条件は別紙 3 に示す。その他、本業務に使用する材料等は、本市が指定したものとし、運営権者において調達すること。
- (3) 緊急修繕作業に着手する前には、必ず関係需要家等に訪問説明を行い、了解を得てから実施すること。
- (4) 作業実施にあたっては、保安設備等を完備し、現地における事故防止に努めるとともに、万一緊急修繕等の発生により業務を中断し現地を離れる場合には、安全対策を講じて事故が発生しないように充分留意すること。
- (5) 作業においては、エアーパージ、ガス漏えい検査、点火及び燃焼試験等を必要に応じて実施すること。
- (6) 本市が負担する緊急修繕費用以外は、運営権者が関係需要家等に直接請求するものとする。
- (7) LP ガス緊急修繕業務の実施において必要な全ての許認可や申請等を適切に実施すること。
- (8) 運営権者の瑕疵により、作業完了後 1 年以内に事故が生じた場合は、これに係る費用を運営権者が負担するものとする。

4.3.5 LP ガス供給設備の緊急修繕業務における結果の記録と報告

大津市企業局水道・ガス施工管理基準、大津市水道・ガス工事記録写真撮影基準（配管工事編）、LP ガスの関係法令及び技術基準等に基づき、緊急修繕業務の実施においては、隨時下記の記録を残し、報告を行うこと。原則として、現場の修理状況が確認できる写真を撮影し、本市に提出しなければならない。

その他、本市が提出時期や提出方法等を別途指示した場合には指示に従い、書類を提出すること。

- (1) ガス導管修繕完了報告書
- (2) 竣工図面、写真
- (3) ガス漏えい検知器による検査結果
- (4) メーター取替伝票
- (5) ガス修繕日報
- (6) ガス修繕月報
- (7) 緊急出動報告書（月次処理）
- (8) 水道・ガス修繕工事に伴う舗装復旧工事連絡書

4.4 LP ガスの需要家保安業務

4.4.1 基本事項

需要家保安業務における定期供給設備点検（需要家資産部分に限る。）、定期消費設備調査、及び周知は、液石法等の規定に基づき、定期的に需要家を訪問し、点検等を行うものである。本業務を実施することにより、保安の確保及び安定供給を図ることを目的とする。

運営権者は本業務の目的を理解した上で、本市が LP ガス販売事業者であることを十分に理解し、保安機関として誠実に業務を実施すること。

LP ガスに関する法令及び本市の安全点検ガイドライン、その他本市の諸規程を遵守すること。また、法改正等により、本市が関係規程等を改定した場合、運営権者は改定された記載内容を遵守すること。

4.4.2 対象施設

本業務における対象需要家については、当該年度の開始日までに本市から運営権者へ提示する。

4.4.3 体制の整備

関係法令等に基づき、業務実施に必要とされる資格を保有した者を適正に配置しなければならない。

運営権者は、業務従事者を、経歴書を添えて本市に届け出ること。

4.4.4 点検実施日及び工程

本業務の実施日及び工程は、あらかじめ本市と運営権者との間で協議し定めるものとする。

運営権者は、天候の異常等その責に帰することができない事由、その他正当な事由による以外は、決められた点検実施日を厳守しなければならない。

4.4.5 定期供給設備点検・消費設備調査及び周知

(1) 業務の内容

業務の作業要領は、運営権者が定める保安業務規程及び関係法令等に基づき適切に業務を実

施するほか、運営権者が行う都市ガスの小売業務に関する需要家保安業務と同等水準のサービスの提供に努めること。

周知の書面は、運営権者の保安業務資格者が本市と協議の上作成し、使用する。

需要家には明るい表情で接するとともに服装、態度、言葉づかい等に細心の注意を払うこと。また、需要家のLPガス消費設備等の情報は、本市が特に指示を行わない限り本市の安全点検システムにすべて入力又は修正を行うこと。

(2) 測定機器の保守点検等

運営権者は、需要家保安業務に使用する測定機器の保守点検・整備及び管理を適正に行わなくてはならない。運営権者は、あらかじめ使用する測定機器及び定期点検の状況が分かる書類を本市に提出すること。日常点検及び定期点検・整備を行い、その記録を書類で残すこと。また、本市が求めた場合、記録に関する書類を速やかに提出すること。

(3) 業務の遂行管理

本業務の作業要領は、安全点検ガイドライン及びガス機器の設置基準及び実務指針（日本ガス機器検査協会）に基づくほか、必要な場合は本市の本業務担当者の指示に従い実施する。

(4) 業務の遂行管理

運営権者は、本業務を遂行するにあたり、需要家の個人情報及びデータが記録されている磁気ディスク、光磁気ディスク等（以下「データ記録媒体」という。）の保護管理のため、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (ア) データ記録媒体の授受は、本市が特に指示を行わない限り、本市企業局執務室内にて行うこと。
- (イ) データ記録媒体の搬送は、寄り道をせずに速やかに移動するように努めなければならない。
- (ウ) データ記録媒体の搬送中、やむを得ず駐車する場合は、盗難に遭わないよう所持するか格納しなければならない。
- (エ) データ記録媒体の搬送及び使用に関する管理台帳を設け、その種類、数量等を記録すること。
- (オ) コンピュータ処理業務の実施にあたっては、専用執務室（以下「執務室」という。）を設置し、必要な防災及び盗難防止体制を講じること。
- (カ) 前号の執務室には、電算管理担当者及びその指定する者以外の入室を禁止すること。ただし、やむを得ずその他の者の入室を必要とするときは、電算管理担当者が立ち会うものとする。
- (キ) データ記録媒体を廃棄するときは、本市と協議のうえ、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって行うこと。
- (ク) 本市の承認を得ることなくデータ記録媒体を複写し、又は複製してはならない。
- (ケ) 本市の承認を得ることなく運営権者の執務室以外の場所においてデータ記録媒体にかかる作業を実施してはならない。

4.4.6 LP ガスの需要家保安業務における結果の記録と報告

LP ガスの需要家保安業務における業務履行状況をとりまとめ、月次で報告すること。

その他、本市が提出時期や提出方法等を別途指示した場合には指示に従い、書類を提出すること。

(1) LP ガス定期消費設備点検及び LP ガス消費設備に関する周知

業務完了後、データ記録媒体及び次の各号に定める報告書を速やかに本市に提出しなければならない。

- (ア) LP ガス設備保安点検調査票
- (イ) ガス設備点検捺印用紙(自主保安として点検を実施した需要家)
- (ウ) ガス安全点検結果通知捺印用紙(モバイルパソコンにサインを頂けなかった需要家)
- (エ) 保安措置報告書・同意書
- (オ) その他に本市が求める報告書

第5 水道事業に関する業務（維持管理）の要求水準

5.1 共通事項

5.1.1 基本事項

本業務の迅速かつ適正な実施を図ることにより、水道の安定供給を確保し、需要家に対するサービスの向上を目的とする。運営権者は本業務の目的を理解した上で、本市が水道事業者として最終責任を担うことを十分に理解し、誠実に業務を実施すること。

水道関係法令・各種要領、及び、滋賀県一般土木工事等共通仕様書、並びに本市が定める水道の維持管理・工事に関する諸規程（大津市企業局工事一般仕様書、水道配管図作成要綱、大津市企業局建設工事監督要綱、大津市水道・ガス施工管理基準、大津市企業局工事検査要領、水道配管図作成要綱、大津市水道・ガス工事記録写真撮影基準（配管工事編）、水道修繕業務ハンドブック等）を遵守すること。また、技術基準については、本市の技術基準に明記されていない場合、日本水道協会の水道維持管理指針、水道施設設計指針、水道用バルブハンドブック等に準じること。

水道に関する工事の施工においては、施工管理体制を遵守しなければならない。また、運営権者はこれら監督、検査（完成検査、出来高検査）にあたっては、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律 67 号）第 234 条の 2 第 1 項及び同法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 15 に基づくものであることを認識しなければならない。

また、関係省庁の指導等により、本市が水道の維持管理・工事に関する諸規程を改定した場合、運営権者は改定された記載内容を遵守すること。

5.1.2 水道業務総括責任者の配置

本事業等における水道業務は、緊急性及び重要性の高い業務であり、円滑な連携が必要とされることから、水道業務全体に関して責任を負う者として、運営権者の組織内部に水道業務総括責任者を配置すること。

水道業務総括責任者は水道事業に関連する業務に関して 5 年以上経験を有する者のうち、適した者を選任すること。

5.1.3 水道業務に関する教育及び訓練の実施・本市が実施する教育及び訓練への参加

運営権者は、水道業務を全うするために従事者が実施すべき教育を実施し、受講させなければならない。運営権者は、水道業務の従事者に関する教育訓練計画を毎年策定し、水道業務に従事する職員に対し、教育を実施し、従事者毎に教育訓練履歴を作成すること。また、本市が指定する教育訓練を受講すること。

運営権者は作成した水道業務に関する従事者教育訓練計画及び教育訓練履歴を本市へ提出すること。これらの教育及び訓練にかかる費用については、原則として運営権者の負担とする。

5.1.4 服務等

作業者は、安全に心掛け、必要な措置を講じること。また、常に誠実、丁寧に本業務を実施し、

服装等にも留意するとともに、住民等に接する時は、言葉使いや態度に注意し、誠意を持って応対すること。

5.2 水道の漏水等緊急対応業務

5.2.1 実施場所

本業務の実施拠点は、本事業等開始時点に本市が指定する。本事業等開始時点に本市が指定した実施拠点が、何らかの理由で変更しなければならない場合、運営権者が実施拠点を選定し、本市の承認を受けた上で、運営権者が準備するものとする。

また、効率性の観点から運営権者にて追加拠点を設ける場合には本市と協議を行い決定すること。なお、その場合に発生する費用は運営権者にて負担することとする。

5.2.2 対象施設・範囲

別紙4 大津市水道事業 給水区域における送水管、配水管、給水装置及びこれらに附帯する設備（導水施設、浄水施設、配水池、加圧施設は除く）

5.2.3 体制の整備

(1) 水道の漏水等緊急対応業務の人員体制

水道の安定供給のために緊急を要する修繕等を対象としていることから、24時間365日受付担当者を配置すること。

また、緊急対応業務について、24時間365日水道緊急対応現場責任者1名及び処理要員1名を常時配置すること。水道緊急対応現場責任者と処理要員の両者は、水道法施行規則第36条第2項の技能を有する者で、そのうち1名以上は給水装置工事主任技術者の資格を有する者でなければならない。

なお、水道の漏水等緊急対応業務の要員として出勤しているものが他の業務を行うことは認めない（3.2 ガス漏れ等の緊急保安業務における受付処理業務、4.2 LPガスの緊急保安業務におけるLPガスの緊急時連絡業務は除く）。

(2) 組織構成と従事者の届出及び人員計画書の届出

運営権者は、本事業開始予定日までに、水道の漏水等緊急対応業務の従事者の名簿（写真が添付してあること。）並びに公的資格等を有することを証する書面（取得資格証明書等）の写し、及び経歴書を提出しなければならない。

組織構成は、水道業務総括責任者の下、水道緊急対応現場責任者、受付担当者、処理要員をもって組織するものとする。

運営権者は、業務が効率的、経済的かつ安全に遂行できるよう、業務従事者の適切な配置を計画し人員計画書を本市へ届け出るとともに、あらかじめ協議を行う。なお、人員計画は労働基準法を遵守したものとし、労働基準監督署への届出関係について本市に報告すること。

(3) 勤務表の作成

運営権者は、毎年度開始1ヶ月前に当該年度の本業務に従事する者の勤務表を作成し、本市に提出すること。また、毎月の本業務に従事する者の勤務表を作成し、当該月の始まる10日前に本市に提出するとともに勤務変更がある場合は、事前に報告しなければならない。

5.2.4 水道の漏水等緊急対応業務に関する業務内容

業務内容については、下記のとおりとする。

(1) 漏水等受付業務

- (ア) 緊急修繕受付
- (イ) 消火栓等の不具合に関する連絡、調整

(2) 漏水調査等の現場確認業務

- (ア) 安全対策及び関係機関との連絡調整
- (イ) 緊急修繕の現場確認
- (ウ) 緊急時におけるバルブ操作
- (エ) 濁水対応
- (オ) 軽微な修繕業務
- (カ) 水質異常対応(味、臭い、異物)
- (キ) 漏水調査(本市からの依頼)
- (ク) 緊急断水時における給水車対応

(3) 修繕準備業務

- (ア) 緊急修繕前の事前調査
- (イ) 緊急修繕方法の決定
- (ウ) 工事、断水ビラの配布区域の確認
- (エ) 地元対応
- (オ) 各種申請(道路・河川管理者、警察、NTT、関西電力等)

(4) その他

- (ア) 気候、気象に伴う対応(本市からの依頼)
- (イ) 修繕統計に関すること
- (ウ) 照会文書の回答に関すること
- (エ) 本市との連携、調整に関すること
- (オ) その他、特に本市から指示のあった事項

5.2.5 共通の作業要領

(1) 法令の遵守、個人情報保護

運営権者は、各種関係法令を遵守しなければならない。また、業務において知り得た個人情報、他の情報の守秘義務を負う。

(2) 安全管理

保安施設の設置及び交通誘導員等の配置は、運営権者の責任において行う。

(3) 事故報告

運営権者は、緊急修繕工事で物的・人的損害を与えたとき、交通事故などで第三者に危害や迷惑をかけたときは、運営権者の責任において、直ちに適切な措置をし、速やかに本市に報告すること。

(4) 緊急用材料・機材

運営権者は、緊急修繕に必要な材料及び機材を常備しなければならない。運営権者は、使用する機材を常に点検し、十分な整備をしておくこと。

(5) 苦情に対する処置

運営権者は苦情処理にあたるものとする。その際は、本市にその内容を報告しなければならない。

5.2.6 漏水等受付業務の作業要領

(1) 緊急修繕受付

365日、24時間体制で運営権者において受付を行う。運営権者は事故等発生の通報を受け、水道修繕受付票に記入を行うとともに、事故状況を確認後、現場に出動する。

また、水道事業に関する通報に限らず、他埋設物に関するものと疑われる通報があることから、明確に断定できない場合には現場へ出動し確認した上で、他埋設物であれば、関係機関に引き継ぎを行う等、適切に対応すること。その場合については通報者へその旨を報告すること。

緊急車の緊急無線の取り扱いについては、無線従事者届出者（第三級陸上特殊無線技士以上の有資格者）が管理すること。

(2) 消火栓等の不具合に関する連絡、調整

消火栓等の不具合等に関して、本市との連絡、調整を行い、水道修繕受付票に記入を行うとともに、必要に応じて現場に出動する。

5.2.7 漏水調査等の現場確認業務

大津市水道修繕業務ハンドブックに基づき、運営権者は水道管路上の道路及び道路内の給水装置等の状況を確認し、漏水調査、濁水異物調査等を下記の通り実施し、原因を調査する。

運営権者は、水道の漏水等について、現場確認の結果、路面の状況、交通状況等を調査したうえで緊急性を判断する。

(1) 保安の確保及び関係機関との連絡調整

住民や周囲の環境の安全性確保に必要な設備、装備に関する措置を行うこと。また、住民及び他の施設等に影響を与えることが想定される場合は、関係機関や周辺住民と連絡調整を行うこと。

(2) 緊急修繕の現場確認

受付内容との整合を確認のうえ調査対象の水道施設・給水装置に関する図面と現地の管路、弁、栓類の位置確認を行う。また、管種、埋設深度、地形及び調査作業の障害有無等も同時に確認し、調査対象となる水道施設・給水装置全般を把握する。

(ア) 断水又は出不良の場合、運営権者は、水道管路上の道路及び道路内の給水装置等を確認する。断水の場合は下記①～⑥を実施し、出不良又は複数施設の断水の場合は⑤～⑥を実施する。

- ① 断水の場合は、断水となっている施設周辺で他工事が施工されているかを調査する。
- ② 断水となっている戸数を確認する。
- ③ 水道管路上の道路及び道路内の給水装置等に対して、音聴調査を実施する。
- ④ 水道メーターの一次側での水の出具合を確認する。給水装置で漏水している場合、メーターを境に緊急修繕費用が無料（メーター一次側）と有料（メーター二次側）とに分かれるため、二次側で漏水している場合は、緊急修繕費用のほかに水道料金にも関わってくることから、早急に本市指定給水装置工事事業者を依頼するよう需要家に説明を行うとともに、副止水栓の開閉方法及び二次側鉛管の状況等を説明する。
- ⑤ 複数施設の場合、管路の漏水調査を実施する。
- ⑥ 止水栓、バルブで開閉することにより確認を行う。

(イ) 路上の BOX が陥没している場合は、現地確認を実施し、二次災害の発生が予想される場合は、現地に常駐し、修繕業務の現場責任者が到着後引き継ぐ。

(3) 緊急時におけるバルブ操作

運営権者は二次災害の発生の恐れがある場合は、即時バルブを閉止する。

(4) 濁水対応

濁水の場合は、下記①～②を実施する。

- ① 単独施設での濁水の場合はメーターの一次側を確認する。メーター一次側で濁りがある場合は、メーター洗管または消火栓・泥吐弁で洗管を実施する。メーター一次側で濁りがない場合は、早急に水道業者を依頼するよう需要家に説明を行う。
- ② 複合施設での濁水が認められる場合は、全ての施設における濁りの状況を確認したうえで、配管支管または本管上の消火栓及び泥吐弁で洗管を行う。作業終了後、メーター洗管を行う。その後、需要家に原因を説明する。

(5) 軽微な漏水の修繕対応

メーターユニオンやバルブ上部の締め付けなどで漏水対応が可能な場合は実施すること。

(6) 水質異常対応（味、臭い、異物）

水質異常（異味、異臭、異物混入）の場合は、下記①～②を実施する。

- ① 現地で採水し、目視、臭い、味を実際に確認する。
- ② 採水を実施し、水質試験問い合わせ用紙を記入し、本市に対して速やかに連絡するとともに、検査依頼を行う。検査結果が判明するまで水を飲まないよう需要家に説明する。

(7) 漏水調査（本市からの依頼）

本市で管理している配水池等の水道施設で水位異常などから漏水が疑われる場合など、本市より連絡があった場合は現場確認等の協力を行うこと。

(8) 緊急断水時における給水車対応

現場確認の結果、必要に応じて、給水車を出動させ、応急給水を実施する。大規模で応援が必要な場合は本市に即時連絡を行うこと。

5.2.8 緊急修繕準備業務

(1) 緊急修繕前の事前調査

緊急修繕を実施するために必要な現場の調査を実施する。

(2) 緊急修繕方法の決定

- (ア) 水道緊急対応現場責任者により、緊急修繕方法の決定、断水戸数、広報方法、洗管方法等を決定し、水道修繕現場責任者に指示を行うものとする。
- (イ) 施工方法及び技術基準については、大津市水道修繕業務ハンドブック、大津市企業局工事一般仕様書、大津市水道・ガス施工管理基準、及び日本水道協会が発行する各種指針（水道維持管理指針、水道施設設計指針、水道用バルブハンドブック等）を遵守すること。
- (ウ) 管路の口径が $\phi 100$ 以上かつ断水戸数が 30 戸を超える場合には、水道緊急対応現場責任者は、本市に事故状況と対応状況について即時に報告を行う。
- (エ) 緊急修繕の該当箇所だけではなく周囲の水道施設も併せて修繕対応が必要な場合は、本市に連絡し、修繕の実施方法について指示を受けること。
- (オ) 水道緊急対応現場責任者は、水道修繕現場責任者に緊急修繕を依頼する。
- (カ) 水道緊急対応現場責任者は、水道修繕現場責任者が到着するまでは、同者で現場対応を行う。
- (キ) 水道修繕現場責任者の到着後は、修繕方法等について指示を行い、現場を引き継ぐ。

(3) 工事、断水ビラの配布区域の確認

運営権者は緊急修繕を計画的かつ安全に施工するため、影響範囲の住民には工事周知文書（断

水ビラ含む) 等による事前広報を行うこととする。

(4) 地元対応

必要に応じて、地元住民への対応を行う。

(5) 各種申請（道路・河川管理者、警察、N T T、関西電力等）

緊急修繕業務で道路掘削を施工する際には、地下埋設物の事前協議を必要とする。そのため、運営権者は、緊急修繕業務を履行するにあたり、他の工事または他インフラ事業者と関連する場合は、関係機関と調整を行う。

また、各道路管理者に道路掘削申請許可が必要となる場合、それに伴う申請費用等は運営権者の負担とする。

5.2.9 水道の漏水等緊急対応業務における結果の記録と報告

運営権者は、本市の指定する様式で下記の書類を業務終了後速やかに提出すること。

その他、本市が提出時期や提出方法等を別途指示した場合には指示に従い、書類を提出すること。

- (1) 水道修繕受付票
- (2) 水道修繕委託伝票
- (3) 水質試験問い合わせ用紙（水質分析が必要な場合）
- (4) 水道メーター取替伝票（水道メーターを取り替えた場合）
- (5) 水道修繕施工計画
- (6) バルブ開閉計画書
- (7) 洗管作業計画書
- (8) 業務日報
- (9) 業務月報

5.3 水道の緊急修繕業務

5.3.1 実施場所

業務に従事する作業員は、円滑に業務が可能な場所で待機するものとする。

5.3.2 対象施設・範囲

別紙4 大津市水道事業 給水区域における送水管、配水管、給水装置及びこれらに附帯する設備（導水施設、浄水施設、配水池、加圧施設は除く）

5.3.3 体制の整備

(1) 水道修繕現場責任者の配置

運営権者における指揮系統を明確に保ち、水道事業者である本市と円滑な連携を保つことを目的とし、運営権者は水道業務総括責任者の下に水道修繕現場責任者を配置すること。

(2) 水道の緊急修繕業務の人員体制

本業務を円滑に遂行するために十分な人員体制を構築すること。現場において緊急修繕業務に従事する体制は水道修繕現場責任者 1 名及び処理要員 1 名以上とし、大津市企業局工事一般仕様書に記載の通り、工事の種別に応じて必要な資格者を配備すること。なお、本業務を実施する者と水道の漏水等緊急対応業務を実施する者が同日同時間に兼務することはできない。

(3) 資格者の整備

本業務に従事する者は、水道法施行規則第 36 条第 2 号の技能を有する者でなければならない。また、そのうち 1 名以上は給水装置工事主任技術者の資格を有する者でなければならない。

(4) 組織構成と従事者の届出及び人員計画書の届出

運営権者は、本事業開始予定日までに、水道の緊急修繕業務の従事者の名簿（写真が添付してあること。）並びに公的資格等を有することを証する書面（取得資格証明書等）の写し、及び経歴書を提出しなければならない。

組織構成は、水道業務総括責任者の下、水道修繕現場責任者、処理要員をもって組織するものとする。

運営権者は、業務が効率的、経済的かつ安全に遂行できるよう、業務従事者の適切な配置を計画し人員計画書を本市へ届け出るとともに、あらかじめ協議を行う。なお、人員計画は労働基準法を遵守したものとし、労働基準監督署への届出関係について本市に報告すること。

5.3.4 水道の緊急修繕業務に関する業務内容

水道修繕業務ハンドブック、大津市企業局工事一般仕様書及び水道事業に関する法令並びにその他本市の諸規程に基づき、下記業務を実施すること。

- (1) 水道の漏水等緊急対応業務において緊急対応を実施した対象施設にかかる緊急修繕
- (2) 緊急修繕後の洗管作業
- (3) 緊急修繕後の後確認
- (4) 緊急修繕後の舗装仮復旧
- (5) 消火栓修繕
- (6) 水道施設の点検等業務により発見された漏水またはその他の異常に対する緊急修繕
- (7) 本市が別途実施する漏水調査により発見された漏水箇所の緊急修繕
- (8) その他本市が指示する緊急修繕（他工事に伴うボックス調整等）

5.3.5 共通の作業要領

(1) 法令の遵守、個人情報保護

運営権者は、各種関係法令等を遵守しなければならない。また、業務において知り得た個人情報、その他の情報の守秘義務を負う。

(2) 安全管理

保安施設の設置及び交通誘導員等は、運営権者の責任において行う。

(3) 事故報告

運営権者は、緊急修繕業務で物的・人的損害を与えたとき、交通事故などで第三者に危害や迷惑をかけたときは、運営権者の責任において、直ちに適切な処置をし、速やかに本市に報告すること。

(4) 緊急用材料・機材

運営権者は、緊急修繕業務に必要な緊急材料及び機材を別表のとおり常備しなければならない。運営権者は、使用する機材を常に点検し、十分な整備をしておく。

(5) 苦情に対する処置

運営権者は苦情処理にあたるものとする。その際は、本市にその内容を報告しなければならない。

(6) 需要家への応対

運営権者は、常に誠実かつ丁寧に業務を実施し、服装等に留意するとともに、需要家に接するときは言葉遣いや態度に注意すること。

5.3.6 水道の緊急修繕業務の作業要領

- (1) 使用する材料は、本市が指定したものとし、運営権者において調達すること。ただし、特殊な材料については、本市が支給する。
- (2) 作業に着手する前に必ず関係需要家に説明し、了解を得てから実施すること。また、近隣住民への周知及び工事に関する理解・協力を求める。近隣の住民や関連業者からの苦情や事故がないようにすること。
- (3) 作業実施にあたっては、保安設備を完備し、事故防止に努めるとともに、万一業務を中断して現場を離れる場合には、安全対策を講じて事故が起らないよう充分注意すること。大津市企業局工事一般仕様書及び関係法令等に基づいて安全対策及び環境対策を実施すること。
- (4) 工事の施工における現場管理については、大津市企業局工事一般仕様書及び大津市企業局水道・ガス施工管理基準を遵守し、適正に工程管理、出来高管理、品質管理を行うこと。
- (5) 作業完了後、漏水確認、洗管等を必要に応じて実施すること。
- (6) 水道修繕現場責任者は本市に緊急修繕完了報告を行う。

- (7) 本市が負担する緊急修繕費用以外は、運営権者が関係需要家等に直接請求するものとする。
- (8) 運営権者は原則として、現場の修理状況が確認できる写真を撮影し、本市に提出しなければならない。
- (9) 運営権者の瑕疵により、作業完了後 1 年以内に事故が生じた場合は、これに係る費用を運営権者が負担するものとする。
- (10) 原則現場対応を行うこととするが、管路の口径が ϕ 100 以上かつ断水戸数が 30 戸を超える場合には、本市の指示を仰ぎながら緊急修繕を行うこと。

5.3.7 水道の緊急修繕業務における提出書類

本業務に伴い、工事実施前及び実施後に提出すべき書類は以下に示すとおりである。

作業完了後、修繕伝票等に必要事項を記入のうえ、需要家の確認欄があるものについては認印もしくは自筆サインを受け、本市に報告することとし、修繕伝票の原本、完了届、写真、竣工図面、支払請求書及び請求明細書等は、業務完了後、速やかに提出すること。

提出物の記載要領については、大津市企業局工事一般仕様書に依るものとする。写真の撮影の要領については、大津市水道・ガス工事記録写真撮影基準（配管工事編）に依るものとする。

その他、本市が年度末における提出時期や提出方法等を別途指示した場合には指示に従い、書類を提出すること。

- ① 水道修繕受付票
- ② 水道修繕委託伝票
- ③ 竣工図面
- ④ 施工写真
- ⑤ 水道メーター取替伝票（水道メーターを取り替えた場合）
- ⑥ 水道修繕日報
- ⑦ 水道修繕月報
- ⑧ 水道・ガス修繕工事に伴う舗装復旧工事連絡書

5.4 水道施設の点検等業務

5.4.1 実施場所

本業務の実施場所は、本市が指定する点検対象施設がある現場とする。

5.4.2 体制の整備

業務の履行にあたり、水道施設の維持管理に精通した者を配置しなければならない。各点検業務の現場では、1名を現場責任者とすること。なお、交通誘導員等を配置する必要がある業務は必要に応じて配置すること。

運営権者は、業務に従事する技術者を定め、技術者一覧表を作成し、経歴書を添えて本市に届け出るものとし、次に定める資格と実務経験を有する者でなければならない。

(1) 仕切弁ボックス等調査点検業務

業務の実施にあたっては、下記の者を含む 2 名以上で班編成を行うこと。また、マンホール内の作業等については、酸素欠乏のおそれがあるので、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を受講した者を配置して万全な対策を講じること。

- (ア) 配管工事について相当程度の技能を有し、配管ならびに管の撤去等の作業について主体的業務を行う能力を有するなどし、水道施設の維持管理に精通した者

(2) マンホール等危険箇所点検業務

業務の実施にあたっては、仕切弁ボックス等調査点検業務の体制に準じること。

(3) 管路巡回点検業務

業務の実施にあたっては、下記のものを含む 2 名以上で班編成を行うこと。

- (ア) 水道施設管理技士 3 級の有資格者またはこれと同等の能力を有し、点検または弁操作業務について、作業の内容判断ができる技術力、機器類の操作技能、並びに作業の指導等の技能を有する者

(4) 消火栓ボックス点検業務

業務の実施にあたっては、仕切弁ボックス等調査点検業務の体制に準じること。

(5) 水管橋点検業務

業務の実施にあたっては、下記のものを含む 2 名以上で班編成を行うこと。

- (ア) 水道施設管理技士 3 級の有資格者またはこれと同等の能力を有し、点検または弁操作業務について、作業の内容判断ができる技術力、機器類の操作技能、並びに作業の指導等の技能を有する者
(イ) 点検又は弁類等の操作業務について、作業の内容が判断できる技術力及び機器類の操作技能を有し、かつ、実務経験 2 年以上の者。

(6) 減圧弁点検業務

業務の実施にあたっては、下記を満たす 3 名以上で班編成を行い、減圧弁はメーカーにより取扱いが異なることから、各メーカーの減圧弁の点検に精通した者を配置すること。

また、マンホール内の作業等については、酸素欠乏のおそれがあるので、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を受講した者を配置して万全な対策を講じること。

- (ア) 水道管路施設管理技士 2 級の有資格者又はこれと同等の能力を有し、業務全般の計画、作業の指導等の総合的な技能を有する者。
(イ) 水道管路施設管理技士 3 級の有資格者又はこれと同等の能力を有し、かつ、点検又は弁操作業務について、作業の内容判断ができる技術力、機器類の操作技能、作業の指導等の技能を有する者。

(ウ) 点検又は弁類等の操作業務について、作業の内容が判断できる技術力及び機器類の操作技能を有し、かつ、実務経験 2 年以上の者。

(7) 導水管防食定期効果測定業務

業務の実施体制は、中圧ガス導管防食定期測定業務に準じること。

5.4.3 点検実施日及び工程

本業務の実施日及び工程は、あらかじめ本市と運営権者との間で協議し定めるものとする。工程を運営権者が作成する場合は、点検の工程表を提出すること。

運営権者は、天候の異常等その責に帰することができない事由、その他正当な事由による以外は、定めた工程を厳守しなければならない。

5.4.4 水道施設の点検等に関する作業要領

(1) 仕切弁ボックス等調査点検業務

別途提示する点検対象の仕切弁ボックス等について、仕切弁、泥吐弁及び空気弁の本体及び仕切弁キーの差込調査（空気弁については、補修弁の操作確認とする。）と、本体を保護するボックスの設置状況及びボックス内の状況調査、また、ボックス周辺状況（舗装面との段差等）の調査を行うこと。

業務内容の詳細については、仕切弁ボックス等調査要領による。

(2) マンホール等危険箇所点検業務

別途提示する点検対象のマンホール等危険箇所における、大口径仕切弁の本体及び仕切弁キーの差込調査と、本体を保護する弁室の設置状況及び弁室内の状況調査、また、弁室周辺状況（舗装面との段差等）の調査を行うこと。

業務内容の詳細についてはマンホール等危険箇所点検要領による。

(3) 管路巡回点検業務

別途点検対象として示す主要幹線管路について、埋設用地、水管橋及び添架管等を車両、徒歩で定期的に目視による巡回点検を行うこと。管路等水道施設に影響を及ぼすおそれのある工事を発見した場合は、速やかに本市係員に連絡すること。

業務内容の詳細については幹線管路巡回点検調査要領による。

(4) 消火栓ボックス点検業務

別途点検対象として提示する消火栓ボックスにおいて、大津市内の主要幹線道路に設置されている消火栓の本体及び機能点検調査と、本体を保護するボックスの設置状況及びボックス内の状況調査、また、ボックス周辺状況（舗装面との段差等）の調査を行うこと。

ボックスの段差等について、即時対応が必要なものについては、速やかに本市係員に連絡すること。業務内容の詳細については消火栓ボックス調査要領による。

(5) 水管橋点検業務

別途提示する水管橋等における漏水の有無や塗装の状況、附属設備の状況等の確認を行う。
業務内容の詳細は水管橋調査要領による。

(6) 減圧弁点検業務

別途提示する点検対象の減圧弁について、減圧弁の機能維持を図るための点検及び本体を保護する弁室の設置状況及び弁室内の状況調査及び弁室周辺状況（舗装面との段差等）の調査を行うこと。業務内容の詳細については減圧弁点検業務要領による。

(7) 導水管防食定期効果測定業務

別途提示する点検対象の導水管について、電気的な防食施設の点検及び防食効果測定を行うこと。

業務内容の詳細については中圧ガス導管防食定期測定業務におけるガス工作物等の検査及び点検等業務要領に準じて実施すること。

浄水施設への立入りについては、本市係員の立会のもと各種工作物などに損傷等を与えないよう指示に従い施行するものとする。

5.4.5 水道施設の点検等業務における結果の記録と報告

各点検業務の結果について、下記の提出書類を提出すること。水道施設の点検等業務に関する月次の履行状況については、点検により発見された漏水または不良箇所と対応内容がわかるように記載すること。その他、本市が年度末における提出時期や提出方法等を別途指示した場合には指示に従い、書類を提出すること。

業務	作業完了時の提出書類	提出頻度・締切
全般	水道施設の点検等に関する月次の履行状況	毎月・当該月終了後 10 日以内
仕切弁ボックス等調査点検業務	仕切弁ボックス等調査票、写真	毎年度・当該年度業務終了後 1 ヶ月以内
	仕切弁ボックス等調査集計表	
マンホール等危険箇所点検業務	マンホール等危険箇所点検一覧表	毎年度・当該年度業務終了後 1 ヶ月以内
	マンホール等危険箇所点検台帳、写真	
管路巡回点検業務	点検記録表、写真	毎年度・当該年度業務終了後 1 ヶ月以内
	幹線管路巡回点検状況総括表	
消火栓ボックス点検業務	消火栓ボックス調査票、写真	毎年度・当該年度業務終了後 1 ヶ月以内
	消火栓ボックス調査日報	
	消火栓ボックス調査集計表	
水管橋点検業務	水管橋梁管管理台帳、写真	毎年度・当該年度業務終了後 1 ヶ月以内
	水管橋梁管管理台帳一覧表	
減圧弁点検業務	点検結果報告書	毎年度・当該年度業務終了後 1 ヶ月以内

	減圧弁台帳、写真	
	減圧弁チェックリスト	
導水管防食定期効果測定業務	導水管測定報告書、写真	毎年度・データ解析後 2 ヶ月以内

第6 非常時及び緊急時の対応

6.1 基本的事項

6.1.1 目的

本事業等は、ガスの緊急保安、LPガスの緊急保安及び水道の緊急対応という安全を確保するための業務が含まれている。そのため、本市の一般ガス導管事業、LPガス事業、及び水道事業の安全を確保するためには、非常時及び緊急時対応に関して、運営権者と本市との連携協力が非常に重要となる。

運営権者は、本市が策定する大津市企業局危機管理指針、事故復旧要領、企業局災害対策要綱、大津市企業局業務継続計画（BCP）、その他本市が定める規程等に基づき、業務を実施するものとする。

6.1.2 体制の整備

運営権者は、本事業開始予定日までに、非常時及び緊急時の対応ができる人員体制及び連絡体制を整えなければならない。運営権者が整備すべき人員体制及び連絡体制は、企業局災害対策要綱及び事故復旧要領に示すとおりとする。

6.1.3 資機材の確保

応急用資機材については、企業局災害対策要綱に定める資機材について、運営権者が日常的に備蓄に努めること。

6.1.4 費用負担

非常時及び緊急時の対応については、本業務に含まれているが、特に必要な費用については、本市、運営権者協議の上定めるものとする。

6.2 大規模事故への対応

6.2.1 基本的事項

運営権者は、大津市企業局事故復旧要領に基づき、事故発生時は事故復旧に向けた協力をすること。

事故復旧要領において定義されている事故が発生した場合は、本市に速やかに連絡しなければならない。

下水道に関して事故が発生した場合、本事業等における水道業務と関連することから、連絡を密に取り合い、情報の共有を図ること。

(1) 大規模事故の定義

大規模事故の定義は事故復旧要領に示すとおりとする。

(2) 体制の整備

運営権者が整備すべき人員体制及び連絡体制は、事故復旧要領に示すとおりとする。

6.2.2 小売業務

運営権者は託送供給契約に基づき、災害時対応に関する託送供給依頼者としての協力をを行うこと。

6.2.3 導管業務

運営権者は、事故復旧要領に基づき、情報共有、緊急措置及び復旧対策等を行う。

運営権者が行う基本的な対応内容は、3.2 ガス漏れ等の緊急保安業務及び 3.3 ガス導管の緊急修繕業務に準じる。

6.2.4 LP ガス業務

運営権者は、事故復旧要領に基づき、情報共有、緊急措置及び復旧対策等を行う。

運営権者が行う基本的な対応内容は、4.2 LP ガスの緊急保安業務及び 4.3 LP ガス供給設備の緊急修繕業務に準じる。

6.2.5 水道事業に関する業務（維持管理）

運営権者は、事故復旧要領に基づき、情報共有、緊急措置及び復旧対策等を行う。

運営権者が行う基本的な対応内容は、5.2 水道の漏水等緊急対応業務及び 5.3 水道の緊急修繕業務に準じる。

6.3 災害対応

6.3.1 基本的事項

運営権者は、運営権者の通信連絡として独自にインターネットに接続し、本市の指示するところにより自然災害に対しての情報を収集し、保安に努めなければならない。

大雨、台風等による影響が大きいと予想される場合は、あらかじめ本市と運営権者は協議して業務体制等の確認を行っておくものとする。

(1) 対象となる災害

対象となる災害は、大津市企業局危機管理指針、企業局災害対策要綱に示すとおりとする。

(2) 体制の整備

運営権者が整備すべき人員体制及び連絡体制は、企業局災害対策要綱に示すとおりとする。

(3) 勤員基準

勤員基準は企業局災害対策要綱に準じて行うこととする。運営権者は、災害状況が出動基準

に該当する場合は自主的に収集すること。

6.3.2 ガス小売業務

運営権者は託送供給契約に基づき、災害時対応に関する託送供給依頼者としての協力を行うこと。

6.3.3 ガス導管業務

運営権者は、企業局災害対策要綱、大津市企業局業務継続計画（BCP）に基づき実施される復旧活動等において、情報共有、応急活動及び復旧対策等を行う。

6.3.4 LPガス業務

運営権者は、企業局災害対策要綱、大津市企業局業務継続計画（BCP）に基づき実施される復旧活動等において、情報共有、応急活動及び復旧対策等を行う。

6.3.5 水道事業に関する業務（維持管理）

運営権者は、企業局災害対策要綱、大津市企業局業務継続計画（BCP）に基づき実施される復旧活動等において、情報共有、応急活動及び復旧対策等を行う。

6.4 高病原性新型インフルエンザ等への対策

運営権者は、大津市企業局危機管理指針及びその他感染症対策の内容をよく理解し、本市と連携をとり、社会機能としての公益事業（一般ガス導管事業、液化石油ガス事業、水道事業）維持に協力しなければならない。その他、別紙5 高病原性新型インフルエンザ等流行時の業務特記事項を遵守すること。

高病原性新型インフルエンザの流行等が発生した場合、本市の指針に従い、業務を一定期間停止することがある。なお、附帯業務の停止により運営権者が損害を被った場合でも、本市はその損害について保証しないものとする。

6.5 非常時及び緊急時の対応に関する日常的な教育・訓練の実施

本市は、給水、ガス供給に対する防災意識の高揚を図り、上下水道、ガスに係る被害の発生の防止に努めるため、被害に関する専門的知識、関係法令、条例、規程等について関係者に対する教育を実施する。運営権者は、日常的な教育・訓練の重要性を理解したうえで、本市が実施する防災教育及び防災訓練に参加し、又は受講すること。

運営権者は、毎年度開始前に非常時及び緊急時の対応に関する年間教育計画を策定し、本市へ提出すること。また、教育実施履歴は従事者毎にとりまとめて、毎年度終了後に本市へ提出すること。

別紙 1 関係法令等

本事業等の実施にあたっては、PFI 法のほか以下に示す関係法令、条約、条例の最新のものを採用し、遵守すること。また、参照すべき基準、準拠すべき指針についても最新のものとすること。

(1) 法令等

- ・ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・ ガス事業法施行令（昭和 29 年政令第 68 号）
- ・ ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）
- ・ ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成 12 年通商産業省令第 111 号）
- ・ ガス小売事業者等の保安業務に関する省令（平成 28 年経済産業省令第 76 号）
- ・ ガス事業法第三十四条第三項に規定する指定試験機関を定める省令（平成 13 年経済産業省令第 119 号）
- ・ ガス事業法関係手数料令（昭和 45 年政令第 301 号）
- ・ 電気事業法等の一部を改正する等の法律
- ・ ガス小売事業者等の保安業務に関する省令
- ・ ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン
- ・ ガスの小売営業に関する指針
- ・ 適正なガス取引についての指針
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和 43 年政令第 14 号）
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）
- ・ 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和 43 年通商産業省令第 23 号）
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料令（昭和 43 年政令第 15 号）
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成 18 年経済産業省令第 31 号）
- ・ 液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）
- ・ 水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）
- ・ 水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）
- ・ 水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年厚生省令第 15 号）
- ・ 水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）
- ・ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ・ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
- ・ 作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
- ・ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
- ・ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- ・ 土地基本法（平成元年法律第 84 号）
- ・ 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和 38 年法律第 81 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 建設業法
- ・ 電気事業法
- ・ 公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）
- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）
- ・ その他関係法令等

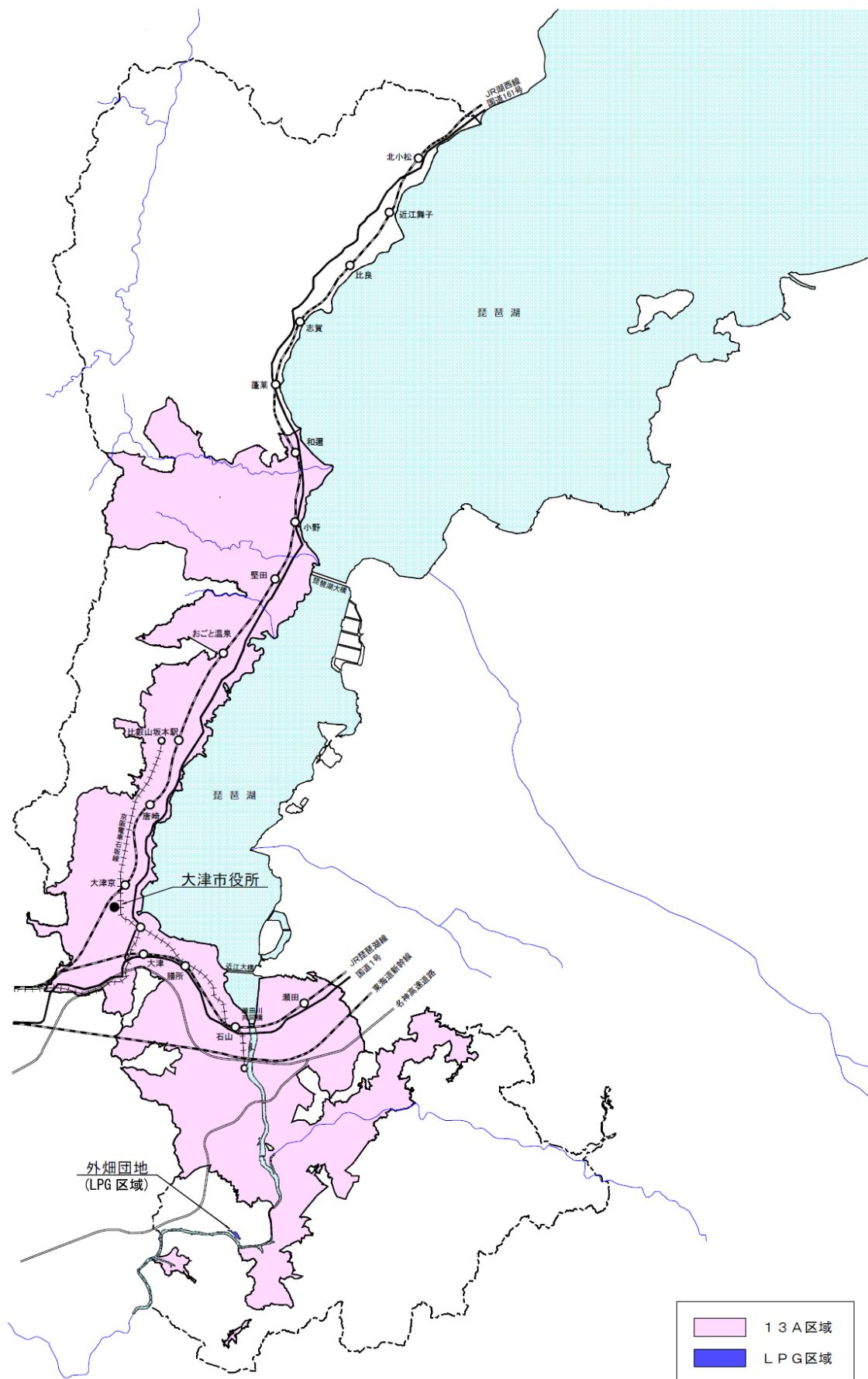
（2）条例等

- ・ 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和 41 年大津市条例第 38 号）
- ・ 大津市ガス供給条例（昭和 52 年大津市条例第 34 号）
- ・ 大津市液化石油ガス供給条例（平成 16 年大津市条例第 46 号）
- ・ 大津市水道事業給水条例（昭和 33 年大津市条例第 16 号）
- ・ 大津市ガス保安規程
- ・ 大津市ガス保安業務規程
- ・ ガス漏えい及びガス事故等処理要領
- ・ ガス技術テキスト本支管編（2007 年版）大津市企業局
- ・ ガス技術テキスト供内管編（設計）（2001 年版）大津市企業局
- ・ ガス技術テキスト供内管編（施工）（2001 年版）大津市企業局
- ・ 滋賀県一般土木工事等共通仕様書
- ・ 大津市の工事に関する仕様書・要綱等
- ・ その他関係条例等

(3) 参照すべき基準

- ・ 供給管・内管指針（設計編）（日本ガス協会）
- ・ 供給管・内管指針（工事編）（日本ガス協会）
- ・ 供給管・内管指針（維持管理編）（日本ガス協会）
- ・ 本支管指針（設計編）（日本ガス協会）
- ・ 本支管指針（工事編）（日本ガス協会）
- ・ 本支管指針（維持管理編）（日本ガス協会）
- ・ 水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・ 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- ・ 水道施設維持管理指針（日本水道協会）
- ・ 日本工業規格（JIS）
- ・ 日本水道協会規格（JWWA）
- ・ 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- ・ コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・ 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・ 道路土工（日本道路協会）
- ・ その他関係基準等

別紙2 大津市ガス供給区域 (平成29年3月末日現在)



別紙3 施設及び備品等貸与条件

(1) 基本的事項

運営権者による業務の履行にあたり、本市は、運営権者に対し、下記(2)に定める施設及び備品等（以下「貸与物件」という。）を貸与する。運営権者は以下の事項を遵守することとする。

- (ア) 貸与物件の使用にあたり、あらかじめ本市に借用書を提出し、承認を得るものとする。
- (イ) 貸与物件の管理台帳を作成し、その保管状況を常に把握し、責任を持って管理しなければならない。
- (ウ) 運営権者の責任により貸与物件を損傷又は紛失したときは、速やかに本市へ報告し、運営権者の負担により原状に回復し、又は弁償しなければならない。
- (エ) 運営権者は、貸与物件の盗難防止、火災その他の事故防止に努めなければならない。
- (オ) 本事業期間終了時または貸与物件の全部又は一部について本市が返却を求めた場合、運営権者は、当該物件につき、速やかに本市が使用していた時点の原状（経年劣化及び通常損耗を含まない。）に回復した上で、管理台帳を添えて本市に返却し、原状確認を受けるものとする。
- (カ) 運営権者による貸与物件の使用により運営権者に生じたいかなる損害についても、本市は補償しないものとする。また、運営権者による貸与物件の使用により本市に生じた損害については、運営権者の責に帰すべき場合に限り、運営権者は補償するものとする。

(2) 貸与物件

本市が運営権者に対して貸与する貸与物件は下表のとおりである。

なお、下表に定める経費については、関連する貸与物件の使用につき運営権者が上記(1)に定める事項を遵守する限りにおいて、本市が負担する。

No.	貸与物件	対象となる業務	備考
1	緊急保安業務等の執務室と本市の指定する備え付け備品	<ul style="list-style-type: none">・ 附帯業務 (ガス漏れ等の緊急保安業務、LPガスの緊急保安業務、水道の漏水等緊急対応業務 等)・ 非常時及び緊急時の対応	左記業務において、運営権者が業務を実施するための執務室とし、本市の別途指定する場所（大津市役所新館4階）及び備品 ただし、本物件については平成34年度までとする
2	車両駐車場	<ul style="list-style-type: none">・ ガス漏れ等の緊急保安業務・ LPガスの緊急保安業務・ 水道の漏水等緊急対応業務・ 非常時及び緊急時の対応	左記業務に関する緊急車（5台）、給水車（1台）の駐車場とし、その他車両については協議にて定めることとする ただし、本市が緊急保安業務等の執務室を貸与している

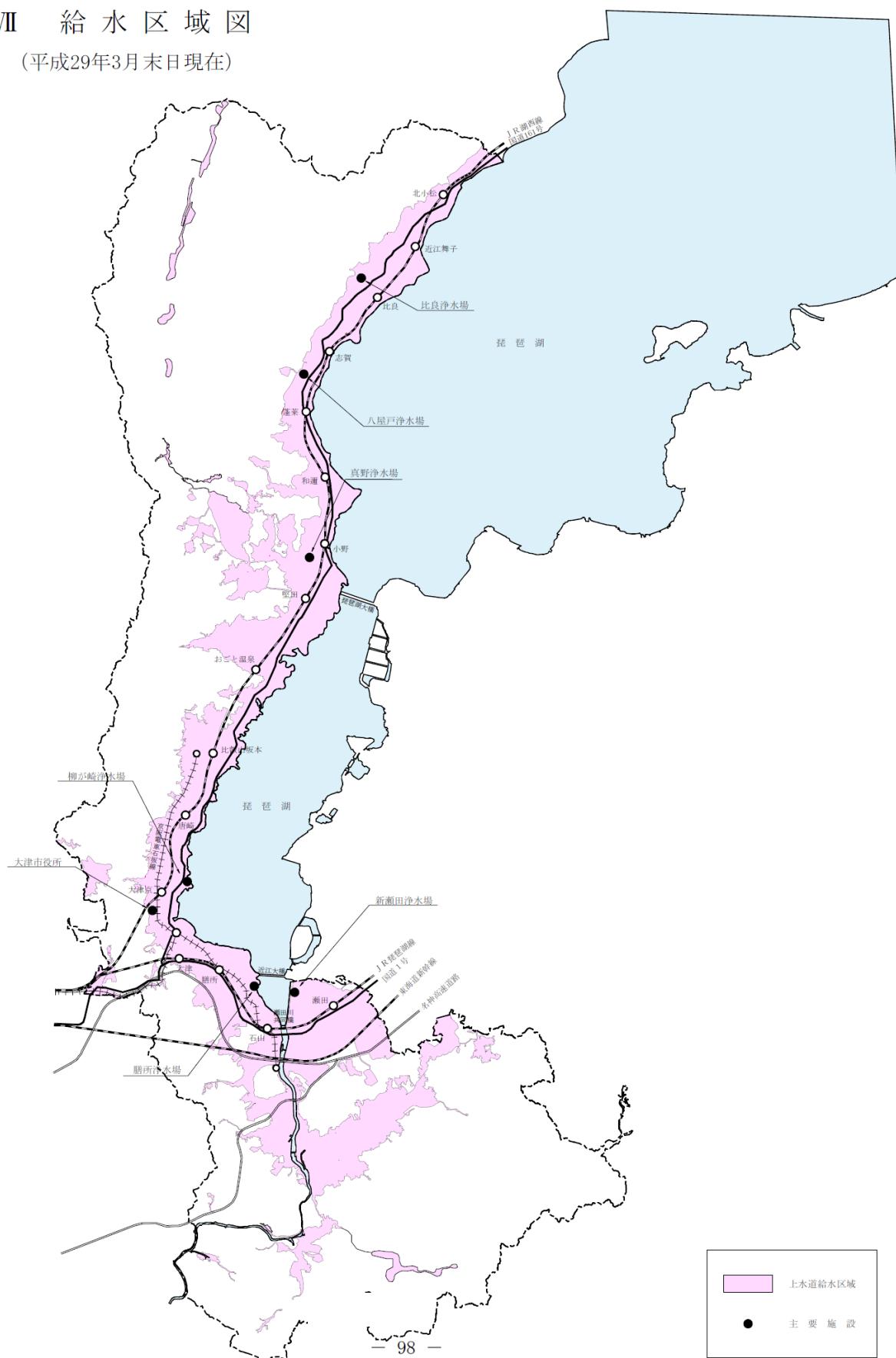
No.	貸与物件	対象となる業務	備考
			期間に限る
3	修繕システム、マッピングシステム及び関連する端末・ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス漏れ等の緊急保安業務 ・ ガス導管の緊急修繕業務 ・ LP ガスの緊急保安業務 ・ LP ガス供給設備の緊急修繕業務 ・ 水道の漏水等緊急対応業務 ・ 水道の緊急修繕業務 ・ 非常時及び緊急時の対応 	
4	安全点検システム及び関連するパソコン端末、モバイルパソコン、関連するソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内管漏えい検査等業務 ・ LP ガスの需要家保安業務 ・ 非常時及び緊急時の対応 	
5	緊急保安業務等に係る基地と本市の指定する備え付け備品及び資機材保管庫	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス漏れ等の緊急保安業務 ・ ガス導管の緊急修繕業務 ・ LP ガスの緊急保安業務 ・ LP ガス供給設備の緊急修繕業務 ・ 非常時及び緊急時の対応 	本市の別途指定する場所(北基地、東基地及び業務用倉庫) 及び備品
6	緊急保安業務等の執務室等の使用に伴う光熱水費(電気、水道及びガス)及び通信費 (大津市役所新館 4 階、北基地及び東基地に係るもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス漏れ等の緊急保安業務 ・ LP ガスの緊急保安業務 ・ 水道の漏水等緊急対応業務 ・ 非常時及び緊急時の対応 	大津市役所新館 4 階については、本市が緊急保安業務等の執務室を貸与している期間に限る 本市の負担する通信費は、本市の指定した固定電話及び FAX の使用に限り、他の運営権者が使用する携帯電話等の使用については運営権者の負担とする
7	遠隔監視システム用操作端末	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス漏れ等の緊急保安業務 ・ LP ガスの緊急保安業務 ・ 非常時及び緊急時の対応 	
8	マイコン設定器	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス漏れ等の緊急保安業務 ・ ガス導管の緊急修繕業務 ・ LP ガスの緊急保安業務 ・ LP ガス供給設備の緊急修繕業務 	

No.	貸与物件	対象となる業務	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常時及び緊急時の対応 	
9	緊急保安業務等に用いる無線機(本部遠隔端末機、車載無線機及び携帯無線機)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス漏れ等の緊急保安業務 ・ LPガスの緊急保安業務 ・ 水道の漏水等緊急対応業務 ・ 非常時及び緊急時の対応 	車載無線機の取付け・取外しについては基本的に本市が行い、作業場所は本市が指示する
10	給水車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道の漏水等緊急対応業務 ・ 水道の緊急修繕業務 ・ 非常時及び緊急時の対応 	別途締結する車両使用貸借契約書に基づいて貸与する
11	給水袋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道の漏水等緊急対応業務 ・ 非常時及び緊急時の対応 	支給材 支給在庫を管理すること

別紙4 大津市水道事業 給水区域図(平成29年3月末日現在)

VII 給水区域図

(平成29年3月末日現在)



別紙 5 高病原性新型インフルエンザ等流行時の業務特記事項

(基本的事項)

第 1 運営権者は、本市が国との「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成 25 年 6 月 26 日策定）」（以下「ガイドライン」という。）において国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者とされ、高病原性新型インフルエンザ等（新感染症を含む）流行時において、サプライチェーン（事業継続に必要な一連の取引業者）の確保を行わなければならないことを認識し、この契約による業務を実施しなければならない。

(弹力的な対応)

第 2 運営権者は、高病原性新型インフルエンザ等（新感染症を含む）流行時を想定して業務体制をとることが前提であるが、実際に発生する新型インフルエンザ等のウイルスの特徴によって弾力的な対応が必要と考えられる場合は、国が示す対応方針等を踏まえて、本市は、この特記事項にかかわらず対策等を変更することがある。なお、運営権者は、毒性が明らかになるまでは、高病原性新型インフルエンザとして対応しなければならない。

(事業継続計画の策定)

第 3 運営権者は、ガイドラインに従い事業継続計画又はそれに準ずるものを速やかに策定すること。その際、当該業務を「継続する重要業務」と位置づけなければならない。なお、運営権者において、既に事業継続計画が策定済みである場合にあっては、当該業務が「継続する重要業務」と位置づけられていることを確認し、位置づけられていないときは、直ちに是正しなければならない。

(事業継続計画の開示)

第 4 本市の要請があれば、運営権者は、事業継続計画を開示しなければならない。なお、運営権者の開示により、本市が是正する必要があると認めた場合は、本市の指示に従い運営権者は速やかに是正しなければならない。

(人員の確保)

第 5 運営権者は、業務を支障なく行うために必要な職務に精通し、かつ、ガイドラインに規定されている欠勤率（40 パーセント）を考慮した人員を必要数確保しなければならない。なお、当該業務については、必要数を 2 人とし、原則としてこれらの人員は、本市からの連絡要請を受けてから 1 時間以内に業務場所に参集できなければならない。また、やむを得ない事情により人員の確保ができない場合は、クロストレーニング（従業員が複数の重要業務を実施できるようにしておき、欠勤者が出了場合の代替要員とする。）を行い人員の確保に努めなければならない。

(連絡体制の確立)

第 6 運営権者は、緊急時の連絡先について欠勤者を考慮に入れ、少なくとも第 4 順位者までを本市に事前に届け出なければならない。

(従業員の健康状態の確認)

第 7 運営権者は、業務に従事するものに対して、常に検温等健康状態の確認を実施し、38 度以上の発熱、せき及び全身倦怠感等のインフルエンザ様の症状があるものを従事させてはならない。

(本市の執務室等を訪れる際の措置)

第 8 運営権者は、本市の執務室及びその他本市の指定する場所（以下、「本市の執務室等」という。）を訪れる際には、事前に運営権者の事務所等にて手洗い、手指の消毒を行い、マスク及びゴム手袋の個人防護具を装着したうえで運営権者の事務所等を出発し、本市の執務室等に入室する前に、予め本市の定める場所で装着してきた個人防護具を脱着し、所定のゴミ箱に破棄し、手洗い、手指の消毒、うがいを行い、用意されたマスク（必要によりゴム手袋）を装着しなければならない。

(調査)

第 9 本市は、運営権者が当該業務を行うにあたり、策定された事業継続計画の実施状況について、隨時調査することができる。

(事故報告)

第 10 運営権者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うものとする。

【改訂履歴】

版	改訂年月日	内容		
		頁	項目	内容
第1版	平成 30 年 12 月 25 日	大津市ガス特定運営事業等公共施設等運営権実施契約締結		
第2版	平成 31 年 3 月 28 日	市と運営権者で引継ぎ協議を踏まえ、合意の下で修正		
		19	3.2.7 共通の作業要領	(8)内の文言の一部修正
		20	3.2.9 緊急保安業務における結果の記録と報告	項目追加 (ガス事故速報・詳報)
		22	3.3.6 ガス導管の緊急修繕業務の作業要領	(4)内の文言の一部修正
		23	3.3.7 共通の作業要領	(5)内の文言の一部修正
		23	3.3.8 本業務における結果の記録と報告	(2)及び(4)の項目の一部修正
		28	3.4.8 本業務における結果の記録と報告	表中の各業務における書類の提出時期等の見直し
		32	3.5.8 業務における結果の記録と報告	(1)及び(2)の項目の一部修正
		37	4.2.5 LP ガスの緊急保安業務における結果の記録と報告	項目追加 (LP ガス事故速報・詳報)
		38	4.3.2 体制の整備	(1)内の文言の一部修正
		39	4.3.4 作業要領	(5)内の文言の一部修正
		40	4.3.5 LP ガス供給設備の緊急修繕業務における結果の記録と報告	(2)及び(4)の項目の一部修正
		42	4.4.6 LP ガス需要家保安業務における結果の記録と報告	(1)内の項目の一部修正
		50	5.3.4 水道の緊急修繕業務に関する業務内容	項目見出しの修正
		56	5.4.5 水道施設の点検等業務における結果の記録と報告	表中の各業務における書類の提出時期等の見直しによる修正
		59	6.5 非常時及び緊急時の対応に関する日常的な教育・訓練の実施	教育実施履歴の提出時期の変更
		64	別紙 3 施設及び備品等貸与条件	貸与物件の精査と記載内容等の見直し